

鈴木安蔵

——南相馬市小高区出身の日本国憲法の実質的な起草者——

柴田 哲雄

はじめに

福島原発事故から四年余り経った2015年6月、『東京新聞』に以下のような記事が掲載された。

憲法学者・鈴木安蔵の名を知る人は少ないだろう。日本国憲法の実質的な起草者とも言える存在だが、業績に比べて不当というほど顕彰されずにきた。その安蔵は福島県南相馬市小高区（旧小高町）で生まれ育った。世界にもまれな平和憲法のルーツは、自由民権運動の伝統が色濃く漂う、この古い町にあるともいえる。ところが安蔵の生家は今、居住が制限される区域の中にある。原発事故は九条の故郷も台無しにした。

小高区は事故後は警戒区域とされ、立ち入りが禁止された。三年前の再編成で避難指示解除準備区域となったが、今も夜間は立ち入りができない。

安蔵の生家は人けが絶えた町の中心部、商店街の中にあった。通りに面して「林薬局」と大きな看板があるが、シャッターは閉じられたままだ。裏手の古びた風格のある屋敷も、蔵が崩れ落ちて、荒れ始めている（『東京新聞』2015年6月30日付け）。

ここ十数年来、改憲の機運が盛り上がるとともに、護憲運動も活発になり、改憲のターゲットである第九条を守ることを主眼とする「九条の会」が全国各地に誕生した。鈴木安蔵はまさに「日本国憲法の実質的な起草者」として、護憲運動関係者の間では、かねてより知られた存在であり、彼を描いた映画『日本の青空』の影響もあって、護憲のシンボリックな存在として目

されてきた。

さらに昨今、安倍政権が解釈改憲によって、集団的自衛権の行使を解禁したことから、改めて平和主義を謳った第九条の意義が問い直されている。そうしたことから、鈴木に対しても改めて注目が集まっている。原発事故を機に、上記のような鈴木を紹介する記事が増えているのは、そのためだと言えよう。

一方、原発事故によって、近年、日本国憲法は新たな事態に直面している。民主党政権時代の2012年6月に議員立法によって成立した「原発事故子ども・被災者支援法」は、一定以上の放射線量の地域の住民や子どもに対して、「被曝を避ける権利」の行使を認めている。これは次のような日本国憲法の条文に基づくとされている。すなわち、前文「恐怖（中略）から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」、第十三条「生命（中略）に対する国民の権利については（中略）立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」、第二十五条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（『原発避難白書』216-217頁）。

しかし現在、自民政権に交代した影響もあって、事実上、「原発事故子ども・被災者支援法」は骨抜き状態にある。そして基本的人権の尊重を謳った上記の条文も空文化しようとしており、改めてその意義が問い直されていると言ってよいだろう。我々はそうしたことから、鈴木に対して改めて注目すべきだろう。

実際、鈴木は終戦直後に「憲法研究会」の憲法草案を作成するに当たって、広範な人権条項を盛り込んでおり、その多くが連合国総司令部（以下、GHQ）によって採用されて、日本国憲法の条文となった。そのような経緯を経て、基本的人権の尊重が日本国憲法の三大原則の一つとなったのである。鈴木の家が「崩れ落ちて、荒れ始めている」情景は、まさに原発事故を契機に、日本国憲法の基本的人権の尊重という原則が形骸化しつつある現況のメタファーだと言えるだろう。

ところで、鈴木の実思想に関する先行研究についてであるが、多くの蓄積がある一方で、その過半は、彼が「日本国憲法の実質的な起草者」となるまでの、戦前から終戦直後にかけての思想の変遷について論じたものである。戦後の言論活動まで視野に入れて、鈴木の思想の変遷の全体像を論じたものとしては、竹中佳彦（1996）が存在するくらいである。しかし竹中佳彦（1996）は、鈴木、矢内原忠雄、横田喜三郎の三者の間の比較思想分析に主眼を置いているためか、鈴木の実思想の間における共通点や相違点を明らかにしているとは言い難い。

本稿では、原発事故後の状況を見据えながら、先行研究の成果をも踏まえて、戦前から戦後にかけての鈴木の実思想の変遷の全体像がどのようなものであったかについて明らかにする。その際、鈴木の実思想の間における共通点や相違点とは何かについても分析する。

1 では鈴木にとって最初の試練であり、憲法学者としての道を決定付けた学連事件について

取り上げる。2では鈴木の前戦における代表的著作の一つである『現代憲政の諸問題』で展開されたファシズム批判について、3では終戦直後の「憲法研究会」の憲法草案をめぐる鈴木と言説について、それぞれ論じる。また4では第九条をめぐる鈴木思想について考察する。5では戦中の「転向」時期の民族問題をめぐる思想について、6では戦後の民族問題をめぐる思想について、それぞれ論じる。

また7では、故郷の小高区が原発事故の被災地になっていることを踏まえて、鈴木と小高区の人々との関係について取り上げる。「おわりにかえて」では、鈴木原子力に対する認識を確認した上で、仮に今日まで彼が存命ならば、原発事故に対してどのような態度をとったかについて推測し検討を加える。

1. 学連事件

倫理学からマルクス主義へ

鈴木は福島県立相馬中学校を卒業すると、1921年4月に仙台の第二高等学校に進学した。第二高等学校時代では当初、「リツプスを通じ更にカントを通じて倫理学を研究しようと志した」。しかしやがて「一日の食事にさへ差支へてる貧しい人々に価値ある人間の生活はたゞ生存することではなく道になつた善を行ふことだと強ひる倫理学は何の意義があるか？」と自問するに至る。そして長谷川如是閑らの論文を通して、「社会に起る犯罪貧困幾多悲惨事は（中略）階級対立の現在社会制度の下にあつては必然に起る」という「事実気付いた時始めて自分の思想生活には忘れ得ない大きな転換が起つた」。すなわち「社会主義こそ否マルクス主義こそ自分を救ひ社会を救ふ」という考えを抱くようになったのである（『思想研究資料』163-164頁）。鈴木は卒業間際の23年秋にマルクス主義への関心から「第二高等学校社会思想研究会」の創立に加わる。

もっとも、鈴木は1924年4月に「『哲学する』ものゝメツカであつた」京都帝国大学文学部哲学科に入学する。しかし入学と同時に「京都帝国大学社会科学研究会（以下、京大社研と略記）」に参加し、翌25年には「経済学部の河上博士（筆者注：マルクス主義経済学の泰斗・河上肇）の許に移つた」。哲学科の講義を「一年間は熱心に出席したのであつた」が、結局「哲学を高踏的なもの」と考え、「実践への強い関心」から経済学部に転部することとしたのである（鈴木安蔵（1942）246頁）。

最初の試練

ところがその矢先に、最初の試練が鈴木を襲う。1926年1月に鈴木は、最初の治安維持法

違反事件である学連事件によって検挙されたのである。鈴木を含む検挙者の全員が、京大社研も参加していた大学横断的組織である「日本学生社会科学連合会（以下、学連と略記）」のメンバーであった。検挙者には、その後の共産党をめぐる著名人物も含まれていた。同党の最高指導者となって特高により虐殺された野呂栄太郎や岩田義道、転向後に作家として成功を収めた林房雄（本名、後藤寿夫）、男爵家に生まれ、出獄後の欧州留学を経て、日本の文化人類学の礎を築いた石田英一郎などである。

学連事件の発端は、同志社大学構内で軍事教育反対の宣伝ビラが発見されたことであった。その後、当局によれば、京都帝国大学や同志社大学の学生の「主脳分子十数名を検束すると共に（中略）多数の証拠品を領置して取調べたる結果（中略）共産主義運動の実行に干与せる形跡を認め」た（『思想研究資料』1頁）。

しかし、鈴木によれば、彼を含む学連のメンバーは「およそマルクス主義とは縁遠い存在であつた」。当時、マルクスやエンゲルスの著作の邦訳さえ十分にはない状態だったのである。そうしたことから、メンバーには「トルストイの『何をなすべきか』に胸うたれ、武者小路さんの新しい村の運動に心おどらせ、有島武郎さんの宣言に眼を見はり、河上肇先生の『社会問題研究』を熟読したヒューマンストが多かつた」。ただ単にスターリンなどが執筆した「プロレタリアートの独裁」といった内容の「テキストを研究したことが（中略）（筆者注：学連の）学生運動が、国体変革、私有財産制度の否認の目的をもって、そうした目的の結社のためにある（中略）という一つの証拠にされた」に過ぎなかつた（鈴木安蔵（1956）142-143頁）。

憲法学の研究を志す

学連事件で検挙されたことは、その後の鈴木の研究の方向性に対して、以下のように大きな影響を及ぼすことになる。

われわれが、上述のような正義感と、研究心と、献身的なヴ・ナロード（筆者注：人民の中へ）の気持で行動したことが、国法上の犯罪になる——これは、わたくし自身にとっては、大きいショックであつた。一体国法とは何か、犯罪とは何か。われわれのこの行動を処罰する国体、天皇制とは一体何か。わたくしが大学で何一つ講義をきこうとしなかつた憲法学、政治学に専門的研究の努力を注ぐようになった一つの大きい原因は、まさしく、この抑えることのできない憤激と深刻な疑問であつた（鈴木安蔵（1956）143頁）。

鈴木は1926年秋に保釈されると、翌27年に京都帝国大学を中退した。そして上京し、当時共産党の合法的大衆機関紙であつた『無産者新聞』の活動に従事したり、評議会東京合同労組

書記として労働組合運動に参加したりした。また同年中に、鈴木は肺結核が再発したこともあり、石田の配慮で、西宮市に転居し、当時コミンテルンの「二七年テーゼ」による批判の最中であつた共産党の最高指導者・福本和夫と行動を共にした。福本が翌28年6月に検挙されると、鈴木も逮捕された。釈放後、京都の妻の実家で静養し、河上の個人誌『社会問題研究』の編集を手伝い、翌29年には上京して、同誌の編集を本格的に手掛けるようになる。また『第二無産者新聞』の活動に従事し、プロレタリア科学研究所の創立にも関与している。この頃が鈴木の実践活動の頂点と言えるだろう（渡辺治（1987）65-66頁）。

もっとも、鈴木自身は「政治運動、社会運動に適さない自分を見究め、自分に残る道は学問！」と思い定めていたようである（鈴木安蔵（1967）178頁）。鈴木が共産党に正式に入党することなく、シンパの立場にとどまっていたのは、そうした自覚が早くからあつたからだろう。

実際、鈴木があまり「政治運動、社会運動に適さない」ということは、河上の回想からもうかがい知れる。河上によれば、鈴木は共産党の一シンパでしかなかったにもかかわらず、「党の幹部とも連絡がある」などと「自分を偉さうに見せるため」に「馬鹿な真似」をすることがあつた。河上が鈴木に『社会問題研究』の編集を一任したのも、鈴木の「馬鹿な真似」を真に受けたからにほかならなかつた（『自叙伝（上）』294-295頁）。一方、鈴木と対照的だったのは親戚の平田良衛である。平田は当時、共産党の正式な黨員になっていたものの、鈴木とは違って常に自己を客観視し、謙虚さを終始失わなかつた。平田が逮捕後、拷問を受けながらも、非転向を貫いた一因として、こうした活動家としての優れた資質を挙げることができるだろう。

鈴木は1929年10月に、『第二無産者新聞』の活動が治安維持法違反に当たるとして、再度検挙されると、学連事件の有罪判決の執行も重なって、32年6月まで下獄を余儀なくされた（「鈴木安蔵先生の略歴と著作目録」311頁）。しかしかえって入獄によって「いささか読書と思索とに専念する機会」を得ることとなる。この時、初めて鈴木は「自分の研究の目標を把握することができた」。すなわち「現在の政治の特質を理解するためには、その歴史的背景・由来を解明することが不可欠の一前提条件である」ことを悟つたのである。鈴木は獄中で「上杉慎吉、清水澄、穂積八束、さらに美濃部達吉の主要諸著書をほぼ余すところなく読んだ」（鈴木安蔵（1967）38頁）。こうした獄中での読書経験を経て、鈴木は在野の憲法学者になっていくのである。

2. ファシズム批判：『現代憲政の諸問題』所収の論説を中心に

鈴木は1934年3月に『第二無産者新聞』の活動が治安維持法違反に当たるとして、再び逮捕され入獄を余儀なくされた。35年1月に出所すると、9月に日本学術振興会第九小委員会助手となり、37年6月には衆議院憲政史編纂会委員となった（「鈴木安蔵先生の略歴と著作目録」312-314頁）。一方、その頃には国内で急速にファシヨ化が進行するようになる。35年2月に天皇機関説事件、36年2月に二・二六事件、37年7月に日中戦争が相次いで起こったのである。鈴木は憲法学の知見に基づいて、ファシズムの台頭に対して批判の論陣を張る。

鈴木によるファシズム批判の白眉は『現代憲政の諸問題』という著書である。日中戦争勃発後の1937年10月に出版された同書は、即座に当局から発禁処分を受けた。しかし同書の英訳は米国において軍関係者を含めた日本問題専門家の間で広く読まれ、戦後の日本の国政改革の計画を練る上での最高の参考書となる（立花隆（2008）128頁）。

立憲政治の理想型を擁護

『現代憲政の諸問題』におけるファシズム批判の特徴は、何よりも立憲政治を擁護する観点からなされていることである。ここで立憲政治の理想型について定義すると、同時代の英仏諸国で行なわれていたような、資本主義体制の下での民主主義（鈴木が以下の引用文で「デモクラシー」と述べているところのもの）に基づく議会政治ということになるだろう。それはまた18世紀的民主主義の範疇に入ると言えるだろう。

1936年12月の日付けがある「立憲政治と独裁政治」で、鈴木は、自由民権運動の理論家・植木枝盛が起草した立憲政治の理想型を体現する憲法草案と対比しながら、大日本帝国憲法の構造的欠陥を断罪している。鈴木はまず「立憲政治と独裁政治とは一般に信ぜられてるやうに全く正反対のものであろうか？」という問いを発し（鈴木安蔵（1937）50頁）、日本では否だとする。そして以下のように、大日本帝国憲法の条文に依拠しながら進行中の「合法ファシヨ」について分析している。

…然しながら形式的には憲法に準拠せる議会政治であるにしても、その憲法が極めてオートクラティック（筆者注：独裁的）であり、その議会の権限が甚しく制限されてるばかりでなく、名目上の権限さへも有名無実であるやうなものであつたなら、かゝる政治は、いはゞ外見的立憲主義ないし仮装絶対制とも呼ばるべきものであつて、もしもその運用が意識的に今日のごとき独占資本の要求、官僚イデオロギー、国際国内両者の危機克服のためになされ、オートクラティックな旧形式・旧内容が単に当面の新しき目標に順応せしめ

られても（原文ママ）モディファイ（筆者注：修正）されるものであるならば、如何に形式上では憲法が遵守され、議会が存続せしめられやうとも、それは必意（原文ママ、筆者注：必竟か？）事実上ファシズム独裁政治に外ならぬものであらう（同上50-51頁）。

一方、鈴木は、植木の憲法草案を取り上げて、「こゝにこそ、真の立憲政治完成の方向が暗示されてゐること、我が議会政治が如何にその名を裏切るものであつたか等を痛感せしめられる」としている（同上、60頁）。そして以下のように、ファシズムの台頭に対して国民が抵抗していく上で必要とされる改革案を列挙している。

今日最も必要のものは、先づ言論集会結社等一切の国民自由権の確保であり拡大であり、且つ参政権の普及であり、充実であらう。（中略）

次ぎに国民総意代表の機関たる議会の権限の拡大、議会による国政の基礎づけこそ立憲政治の枢軸たるものではなからうか？（中略）

…検察・警察権の運用について今や再批判されねばなるまい。近時漸く公けの問題とされた人権蹂躪は言ふまでもなく（後略）（同上、61-62頁）

植木の憲法草案から影響を受けた鈴木のような改革案は、戦後「憲法研究会」の憲法草案に盛り込まれ、GHQを通して、日本国憲法において実現化するに至る。

スターリン憲法に対する高い評価

ただし、ここで注意すべきことは、鈴木が立憲政治の理想型を「最も理想的な政治形態だなど言ふのではない」と断っていることである。要するに「封建的旧制度的政治に比しては大きい進歩であるといふ意味で、これ（筆者注：立憲政治の理想型）を支持する」に過ぎなかったのである。

共産党シンパの鈴木にとって、最も理想的な政治体制と映ったのは、1936年に制定されたソ連のスターリン憲法の下でのそれである。鈴木は「それ（筆者注：スターリン憲法）が果してソヴェト当局の主張するとき実際の成果を挙げてゐるか否かは疑問であり、これを確かめる方法は私には今のところ無い」と断りつつも（鈴木安蔵（1937）93、155頁）、以下のように述べている。

抑圧すべき対象の存在しないところに、抑圧の具は不必要である。社会主義の完成につれて、統治は民主化する。プロレタリア・デモクラシーが全国民、全社会成員のためのデ

モクラシーへ発展・転化する一步を更に進めるにいたるのである。元来労働者農民のためのデモクラシーとしてスタートされたソヴェト政治においてそのデモクラシーから排除すべき分子ないし要素が著々減少し絶滅し来つた今日、諸種の自由権の制限や選挙制上の非民主的要素や（原文ママ）が廃除されるのは当然のことである（同上、154-155頁）。

鈴木にとって立憲政治の理想型は、ソ連のスターリン憲法下の政治体制には及ばないものの、「封建的旧制度的政治」体制、並びにそれが「当面の新しき目標に順応せしめられても（原文ママ）モデイファイ（筆者注：修正）され」たファシズム体制に比較すれば、よりましなものとして捉えられていたのである。当時、治安維持法によって、共産党の革命を擁護し得ない中で、鈴木は次善の策として、立憲政治の理想型を擁護するという旗印の下で、ファシズム批判を展開するという戦術を用いていたと言えるだろう。

大日本帝国憲法下での立憲政治の試みを擁護

鈴木らの批判にもかかわらず、日本のファッショ化は急ピッチで進行していった。その結果、立憲政治の理想型どころか、大日本帝国憲法下での立憲政治に向けた不十分な試みさえも否定されるようになった。そこで鈴木は言わば次々善の策として、そうした試みを擁護するという旗印の下でも、ファシズム批判を行なうようになる。その一例として、1937年7月の日付けがある「日本独特の立憲政治」を見ることにしよう。当時、近衛文麿首相の前任者であった林銑十郎は「日本独特の立憲政治」を唱道して、それが「欧米の立憲政治とは全くその成立事情運用の規準を異にする」と主張していた。

鈴木は「日本独特の立憲政治」が意味しているものとして次のような事象を指摘している。「祭政一致」「政党内閣制の否定」「行政権の強化」「統帥権独立、軍部大臣武官専任制などの確保は言ふまでもなく事いやしくも国防に関する場合には議会の立ち入つた審議その他一切の干渉を許さざること」「議会の立法権、予算審議権等を一層行政権に従属せしむること」「議会の内外を問はず政府に対する協力順応の気運を助成すること」「『反国体的精神』の排斥」（鈴木安蔵（1937）4-5頁）。

鈴木はこうしたことを踏まえた上で、「日本独特の立憲政治」の確立、換言すれば「合法ファッショ」化の実現を図ろうとする林らの軍部を、次のように批判する。林らの軍部は、「藩閥軍閥に対する憲政擁護運動」によって勝ち得た「民衆本位の諸成果」、すなわち大正デモクラシーによって確立された民本主義を「消滅」させた。それどころか、伊藤博文が認めた「立憲主義的原則」、すなわち伊藤は帝国議会の開設に当たって、「超然主義」を宣言し、政党無視の立場をとろうとしたものの、やがて政党の必要性を痛感すると、自ら立憲政友会という

政党を組織するなどして、最終的に認めるに至った「立憲主義的原則」さえも「拒否ないし無視」しようとしている。その結果、「正に我が議会政治は本質的には死滅せりと言ふ外はなく、今やそれが形式的にも終極点に到達せんとしてゐるのである」と（同上、30-31頁）。鈴木はこうした批判を通して、「日本独特の立憲政治」が実際には立憲政治そのものを完全に否定していることを明らかにしようとしたのである。

なお、『現代憲政の諸問題』には収録されていないが、鈴木は、天皇機関説事件に際しても、美濃部達吉への攻撃を批判する論陣を張っている。すなわち美濃部に対する論難者の「主張するところは（中略）故上杉（筆者注：慎吉）博士において、すでに端を発した憲法学の神学化の『非常時』的再生産である外、学説的には、わが憲法学界において何らの貢献もない」としたのである（鈴木安蔵（1934）181頁）。こうした鈴木批判も、大日本帝国憲法下での立憲政治に向けた不十分な試みを擁護する取り組みの一環と言えるだろう。

元老や内大臣を批判

立憲政治を擁護する観点からなされるファシズム批判の諸論説の中で、ユニークさが際立っているのは、1937年7月の日付けがある「内大臣論」であろう。鈴木はファシズムに対する抵抗の主体についての世論の誤りを明らかにしようとする。すなわち「一部強力な勢力のファツシヨ的進出に対する恐怖から生じた元老、内府（筆者注：内大臣）等の現状維持派に対する過大な信頼に由来」して、「あだかも元老や内府が反ファツシヨの一城塞であるかのごとく感じられまた期待されてゐる」ことについて（鈴木安蔵（1937）42頁）、大きな誤りだと断じたのである。そしてその理由を以下のように説明している。

…第一に、元老や内大臣は憲法上の機関ではなく、然も陛下の左右にあつて最高の輔弼諮問の役割を果たし、実質上國務大臣や枢密院以上に決定的な勢力を振つてゐる。第二に彼れらは直接憲法上の責任を負はぬ地位にある。彼れらに過失があつても、よしや輿論の上での非難攻撃は蒙るにしても、辞職退位といふ憲法的去就に出でなければならぬ責務があるのではなく、その点極めて非立憲的である（同上、34頁）。

鈴木は当時の日本の現状について、「議会の上に存在してゐる全官僚機構を決定的に動かす力は、従来最高勢力であつた元老およびその周囲の重臣たちと、他方、所謂軍部である」と指摘している。すなわち従来から元老や内大臣らは超憲法的存在であったのに加えて、近年ファシヨ化を強力に推進する軍部までもが同様に超憲法的な存在となり、両者が共存関係を構築しつつあると示唆していたのである。それ故に「ファシズム的独断政治を憎み、立憲政治

の擁護に思ひをいたすのは至当である」とする一方で、「元老、内大臣、枢府議長などが最高決定権を振ふ我が立憲制の官僚性に対しても明確な批判意識を持たねばならない」と主張したのである（同上、35、43頁）。

マルクス主義的な階級分析の観点からの批判

『現代憲政の諸問題』におけるファシズム批判のその他の特徴としては、マルクス主義的な階級分析を挙げることができるだろう。例えば1936年7月の日付けがある「最近の社会相と膨大予算」では、鈴木は、資本家階級が軍部と共有する軍事的野心について、以下のように分析している。

我が独占資本主義が経済的に要求するところは、窮極（原文ママ）は、我が国威が全世界に発揚されるにあることは疑ひない。けだし、我が資本主義は、周知のごとく、その成立当初から、否すでに成立するためにも、国内資源の貧弱、特に重工業の必須原料の欠如、また国内市場の狭隘に悩まされ、否応なしに国外に、その資源と市場とを確保せねばならなかつたのである。然るに今日（中略）日本商品の進出、原料輸入は、いたるところで禁止の高度の関税壁によつて妨害されつゝあるのであるから、この難局を打開し、我が資本主義の危機を救ふためには、新たなる断乎たる解決方法に訴へる外ない状態にある。（中略）軍部と財界との間には本質的対立はない。それだからこそともかくも最後は「軍民一致」膨大（筆者注：国防）予算も議会で成立して来たのである。（中略）国防予算が我が資本主義自身の・かくてまた我が支配階級全体の利害に照応するものである事実を見逃してはならない（鈴木安蔵（1937）135-136頁）。

一方、鈴木は、労働者・農民階級などの大衆が、資本家階級や軍部とは異なり、民主主義や平和などを志向しているとして、以下のように指摘する。

如何に膨大な予算でも、それが労働者、農民サラリーマン等勤労大衆の生活確保、自由権擁護・拡張、文化的向上のために必要不可欠のものであるならば、国民大衆は強力一致して、その成立に努力するであらう。（中略）然しながら、自己の額に汗を流して働いた成果が、自分自身の生活の一層の悪化、自由権の極度の制限、社会生活の暗転にだけ使用されたり、世界平和の破壊、人類相殺の惨事に至るやうに消費されるやうなことがあつたなら、誰れがそれに心安らかであり得るだらうか？（同上、136-137頁）

また、『現代憲政の諸問題』では、皇道派の青年将校らに対しても、マルクス主義的な階級分析の観点から批判を行なっていることには留意すべきだろう。後年のように「財閥打倒を叫び、またそのように確信し志向した青年将校、諸種の革新運動に、この暗黒と墮落とからの救済があると錯覚する」事態にはまだ陥っていなかったのである（鈴木安蔵（1969）212頁）。同書における皇道派の青年将校らに対する批判は以下のようなものである。

然るに（筆者注：軍部の）中堅ないし青年分子は、今日益々激化しつつある国際的対立に刺衝されることも特に烈しく、農村の疲弊、貧農小作人の窮迫を如実に目睹し、地方財閥・政党の奢侈、利権漁りに対しては人一倍純真な憤怒を覚えるのであるから、如何なる形態でか、何らかの根本的革新運動に憤起するのは必然である。然しながら、彼れらの中間層的ビューロクラシー（筆者注：官僚）的地位、日本主義的イデオロギーは、当然彼れらの革新運動がマルクス主義的であることを不可能ならしめてゐるから、この運動は、その志す目標の如何にかゝらず、現実には必竟現資本主義的体制の修正であり形態変化に終る外はない。反財閥を標榜しつつも、その運動の帰結は資本主義の再編制であり、危機救済である（鈴木安蔵（1937）98頁）。

このように『現代憲政の諸問題』では、鈴木はなおもマルクス主義的な階級分析の観点を堅持し、資本家階級や軍部、並びに皇道派の青年将校らに対して批判を行なっていた。しかし1941年6月に出版した『日本政治の規準』では、鈴木はファシヨ化に対して、なおも最後の一線に踏みとどまって、批判を展開するものの、日本の軍事的野心を是認するようになる¹⁾。渡辺治は、鈴木の本格的な「転向」が同年12月の太平洋戦争勃発前後に起こったと指摘しているが（渡辺治（1987）64頁）、その頃になると、鈴木は皇道派の青年将校らを「錯覚する」ようになって、ファシズム体制の擁護者かつ戦争協力者に変貌している。

今日の我々にとって、鈴木のアシズムに対する抵抗が興味深いのは、その抵抗の経験が、日本国憲法の元になったと言われる「憲法研究会」の憲法草案の作成に生かされたと考えられるからである。3では、「憲法研究会」の憲法草案をめぐる鈴木の言説について見ることにしよう。

3. 「憲法研究会」の憲法草案をめぐる

冒頭で述べたように、鈴木はかねてより護憲運動関係者の間では「日本国憲法の実質的な起草者」として知られており、護憲のシンボリックな存在となってきた。鈴木が日本国憲法を間接

的に起草する前後の経緯について見ることにしよう。

民主主義的な憲法改正の訴え

鈴木は1945年8月15日を福岡で迎えた。終戦末期、米軍との本土決戦に当たって、まずは九州が戦場になるだろうと考えられていたが、鈴木は町田敬二陸軍大佐の誘いを受けて、作家の火野葦平らとともに西部軍報道部に加わり、福岡に赴任していたのである。鈴木は終戦とともに、妻子の疎開先である郷里の小高区に戻って、しばらくの間「これからさきどうすべきかに迷った」。おそらく親戚の平田の影響であったろうが、青年たちのために、「郷里に残って文化運動でもおこそうかという気もした」。しかし幸いにも「東京の書齋が焼けなかったこと、重要な文献は疎開先に保存してあったことに力をえて、東京に戻った」。

鈴木が上京後ほどなくして、憲法改正問題に取り組むようになった直接の契機とは、旧知のE・H・ノーマンの来訪であった。ノーマンはカナダ国籍の日本史研究家、外交官であり、宣教師の子として日本で生まれた。日本語に堪能であったノーマンは、鈴木とともにかつて尾佐竹猛の明治文化研究会に参加し、自由民権運動、並びに植木の憲法草案に深い関心を寄せていた。当時、ノーマンは「連合国の一員としてのカナダ代表で総司令部にいるということで、日本の当面する諸問題、ことにこれからの政治体制について深い関心をもって」いた（鈴木安蔵(1967) 210-211頁）。ノーマンの来訪を機に、鈴木もまた日本の「これからの政治体制」について、すなわち今後のあるべき憲法体制について思索を巡らすことになる。

もっとも、ノーマンの来訪より前に、鈴木はすでに密かにそうした思索を巡らせていたようである。火野の自伝的小説『革命前後』には、鈴木をモデルにした安岡金蔵という憲法学者が登場するが、安岡は終戦直後に軍報道部の仲間を前にして、以下のように、これからの日本を襲う「革命」の見通しについて語っている。

…たしかにアメリカの占領によって日本の憲法は根本的に改正されて、文字通り、革命がおこるだろう。今から予測はつかんけれども、日本にこれまでなかったような大革命が来ることは否定出来ない。それはポツダム宣言の全文を静かに読めばわかる。国体の護持という点だけを除いて、全面的降伏をしたわけだから、アメリカ軍の進駐とともに、ポツダム宣言によって指示された条項が一つ一つ実現されるんだ。大変なことだよ。日本は本州、北海道、四国、九州の四つの島に閉じこめられ、軍閥も財閥も一切なくなって、戦争犯罪人の摘発がはじまる。民主主義が新しい日本憲法の根幹になる（『革命前後(上)』218頁）。

さらに、安岡はこの度の「革命」が「仏教の伝来による精神文化の革命」と明治維新に続く「第三の革命」であるとして、「今からわれわれはそれに処する強い覚悟を決めていなくちゃならん」と述べる（同上、218-219頁）。『革命前後』は無論のこと小説であり、安岡についての描写も鈴木をモデルにしつつも、幾分脚色が施されているだろう。だが上記のセリフについては、鈴木がそのまま語ったとしても、違和感がないくらい、真実味を帯びていると言ってよい。「強い覚悟」とは安岡、すなわち鈴木自らが率先して国民の間から「革命」を起こす、すなわち国民の間から民主主義的な「新しい日本憲法」を制定する運動を起こすということを意味しているだろう。

鈴木は1945年10月以降、立て続けに憲法改正問題に関する論説を発表する。例として、同年10月14日の日付けがある「憲法改正の意義」（1946年4月に出版された『民主憲法の構想』に収録）について見てみよう。鈴木は、民主化のために要求される憲法改正について、「国体上絶対不可侵のものとして解せられて」いる天皇に関する条文が焦点になることから²⁾、事実上、大日本帝国憲法の「廃止も同じである」、すなわち「部分的改正」ではなく「全部的改正」であるとしている。また憲法改正の発議権を天皇のみにしか認めていない条文については、それ自体が民主化に逆行するものとして否認する。そして「ひろく国民の間から、澁瀨として積極的な真に民主主義的改正意見が展開され」るべきだと主張している（鈴木安蔵（1946）46-49頁）。

なお当時、幣原喜十郎内閣、並びにそれに協力していた美濃部らは、大日本帝国憲法を改正しなくても、その運用の仕方を変更するだけで、民主化は必ずしも不可能ではないとする見解を打ち出していた。鈴木の上記の主張は、まさにそうした見解に対する強力なアンチテーゼであったと言えよう。

「憲法研究会」の憲法草案と植木枝盛の影響

鈴木の上記のような言論活動が背景となって、1945年10月末に開かれた日本文化人連盟の創立準備会の席で、元東京帝国大学教授・高野岩三郎は自らが主宰する民間の憲法制定研究団体「憲法研究会」に、鈴木にも参加するように声を掛ける。研究会には、杉森孝次郎、森戸辰男、室伏高信、岩淵辰雄らが名を連ねていた。鈴木は会員の中で唯一の憲法学者ということもあり、実質的に憲法草案を作成する役割を担うことになる。

「憲法研究会」は二ヶ月間にわたって議論を重ね、1945年12月26日に憲法草案（以下、研究会案と略記）を発表した。鈴木は前述のように、戦前のファシズム批判に際して、植木が起草した立憲政治の理想型を体現する憲法草案と対比しながら、大日本帝国憲法の構造的欠陥を断罪していたが、研究会案の作成に当たっても、植木の憲法草案などを参照している。特に国民

主権や天皇制に関わる条項に、以下のように植木などの影響が随所に見られる。

根本原則（統治権）

1、日本国ノ統治権ハ日本国民ヨリ発ス

（←植木案草稿本「日本国ノ最上権ハ日本全民ニ属ス」）

2、天皇ハ国政ヲ親ラセス国政ノ一切ノ最高責任者ハ内閣トス

3、天皇ハ国民ノ委任ニヨリ専ラ国家的儀礼ヲ司ル

4、天皇ノ即位ハ議會ノ承認ヲ経ルモノトス

（←立志社案「第九十七条 国会ハ帝位ヲ認定ス」）

（←植木案清書本「第一百条 皇帝ノ即位ハ必ス立法議員列席ノ前ニ於テス」）

5、摂政ヲ置クハ議會ノ議決ニヨル

（←植木案清書本「第一百条 摂政官ハ皇帝又ハ首相之ヲ指名シ立法院之ヲ定ム」）（小西豊治（2006）83-84頁）

また、研究会案は植木の憲法草案の影響を受けて、法の前の平等を定め、拷問を廃止し、満二十歳以上の男女が選挙権を有して第一院議員を選び、議会が立法権を掌握すると定めている（同上、86頁）。

研究会案は発表と同時に、GHQにも提出された。GHQはすぐにそれを英訳し、民主主義的で賛同できると高く評価した。一方、当時、日本政府も憲法改正案を作成していたが、その改正案が大日本帝国憲法と大きく変わらないことにGHQは失望し、自ら憲法草案を作成することを決定した。その際にGHQが参照したのが、研究会案だったのであり、それを下敷きにしたからこそ、短时日の中に憲法草案を完成させることができたのである。

民主化の停滞と克服

鈴木が日本国憲法を間接的に起草するに至った経緯については以上である。だが、鈴木を「日本国憲法の実質的な起草者」にして、護憲のシンボリック的存在として強調するあまり、彼が日本国憲法に対して、あたかも満点に近い評価を与えていたと考えるのならば、それは大きな誤解である。実際、鈴木は後年、護憲を主張するようになっても、以下のように述べている。

…私はこの憲法には七十八点ぐらいの点数をつけている。もう二点だと優にしたいんだけど、優とするには二点足りない（鈴木安蔵（1964）210頁）。

では、鈴木は日本国憲法のどのような点に不満を抱いていたのだろうか。その問いに答えるためには、鈴木が戦後直後に抱いていた民主化構想を改めて理解する必要があるだろう。1945年11月の日付けがある「停滞せる民主主義と停滞の克服」（『民主憲法の構想』に収録）を見ることにしよう。まず鈴木は、ポツダム宣言受諾によって生じた「民主主義化なる絶対至上の要請に対して、そのあまりにもはなはだしい停滞は、いまや何人の眼にも明白である」として（鈴木安蔵（1946）16頁）、その原因について以下のように分析する。

1 戦争中の政権は、軍国主義的帝国主義者、官僚、財閥、地主の利益を代表せるものであつた。そして天皇は、つねに超階級的で全国民の天皇であるといはれてきたが、現実には、これらの少数特権層に圍繞され、国民一般とはなんら直結するところがなかつた。したがつて天皇制は、国民大衆に対する搾取、抑圧の階級的権力のヴェールたる役割を演ぜしめられたことは争ひえない。（中略）。

2 われわれはあらためて、日本が「家族的国家」とはおおよそ対蹠的な階級支配の国家であつたことを認識せねばならぬ。階級国家としての具体的性格は、封建的軍国主義勢力、封建的重臣、財閥、地主、これらすべてと利害を密接にとともにし、思想感情を共通にする官僚群の支配する国家であつた。そして存在せる政党は、これらの階級層の代表者、代弁者が圧倒的に勢力を占むる政党であつた（同上、16-17頁）。

このように鈴木は、戦前・戦中のファシズム批判の際と同様に、マルクス主義的な階級分析の観点から、民主化の停滞の原因について考察していたのである。

鈴木は考察に従うのならば、日本の民主化のためには、1の天皇制の「国民大衆に対する搾取、抑圧の階級的権力のヴェールたる役割」を解消するという課題、並びに2の「封建的軍国主義勢力、封建的重臣、財閥、地主」などを一掃するという課題に、それぞれ取り組む必要があるということになるだろう。1の課題の解決に当たっては、研究会案で「天皇ハ国政ヲ親ラセス国政ノ一切ノ最高責任者ハ内閣トス」「天皇ハ国民ノ委任ニヨリ専ラ国家的儀礼ヲ司ル」などとして具体化されたのは、すでに見た通りである。

一方、2の課題に取り組むに当たって、鈴木はGHQ任せにするばかりでなく、「民主主義を欲し、民主主義を徹底的に実現しうる階級、層、民衆の勢力の組織的結束」、すなわち「民主主義的統一戦線」の結成を求めるべきだとしている。鈴木は「民主主義的統一戦線」の構成要素を具体的に明らかにしているわけではないが、「民主主義的統一戦線を、共産党の人民戦線として」恐怖したり嫌悪したりせぬように訴えていることから、共産党がその中心の一つになることは間違いないであろう（同上、23-24頁）。要するに、鈴木は日本の民主化に当たっ

て、階級闘争の必要性を主張していたのである。ただし共産党は、研究会案が発表されると、「天皇制を温存するものであるとして、はげしく批判する論文を発表し」ており（鈴木安蔵（1967）239-240頁）、鈴木呼びかけに応えることはなかった。

18世紀的民主主義と20世紀的民主主義

さて、鈴木は日本の民主化に当たって、18世紀的民主主義と20世紀的民主主義を同時に実現する必要があるとしている。18世紀的民主主義とは「封建的絶対主義（中略）に対する闘争」を経て、実現した「人権の尊重、個性の価値の自覚、ヒューマンティーの倫理、たがひに自他の立場を尊重しつつ自由と平等とを確立すること」を指している。なお、封建的絶対主義とは「君主主権、君主を頂点・中心とする少数の特権的貴族、僧侶等いづれも封建的大地主階級およびこれらを代表する官僚の一方的専制の政治形態である」（鈴木安蔵（1946）25-26頁）。鈴木は日本においても、以下のように18世紀的民主主義を確立すべきだとする。

…平等の要求は、封建的家長制的な家長専制、男子専制から社会における身分的差別なる華族等にいたるまでの全廃を当然とする。自由の要求が従来のいつさいの日本独自の警察政治国家的法令、制度の廃止はもちろん、公私すべての面における言論、信仰の完全な自由をふくむことはいふまでもない。

内大臣府、枢密院その他の封建的な宮廷陰謀の具が全面的に廃止さるべきはもちろん、貴族院なる名称自体にも表現された特権的二院は廃止さるべきである（同上、26-27頁）。

日本における18世紀的民主主義の確立を、階級闘争の観点から捉えるのならば、天皇の周辺にいる華族や皇族という特権身分、並びにそれらが含まれるところの「封建的重臣」や「封建的軍国主義勢力」の打倒を目指すということになるだろう。研究会案に18世紀的民主主義がどのように具体化されたかについて確認する紙幅がないが、日本国憲法において、18世紀的民主主義は概ね確立されたと言ってよいだろう。

一方、20世紀的民主主義とは、「民主主義の新たな史的形態」としての社会主義にほかならない。鈴木は具体的に「前大戦後のドイツ憲法——いはゆるワイマル憲法——は、現代における民主主義形態を考へる場合、再検討すべきである」と主張している。18世紀的民主主義を体現した「アメリカ憲法、フランス革命憲法等における人権保証は、ここ（筆者注：ワイマル憲法）においては労働権保証に発展し、個人の資本、企業の自由は、社会的正義、福利に奉仕する範囲において、また独占大資本の抑制の下に認められることとなつた」としている（同上、28-30頁）。

ここで、鈴木が20世紀的民主主義を体現するモデルとして、ソ連の憲法ではなく、ドイツのワイマール憲法を挙げていた理由について考察することにしよう。鈴木は戦前、前述のようにスターリン憲法を高く評価していたが、戦後においても、後述のようにソ連の政治体制に対して、留保しながらも、高い評価を与えている。それにもかかわらず、敢えてワイマール憲法をモデルとすべきだとした理由とは、何よりもGHQの占領方針との兼ね合いがあっただろう。

鈴木は「われわれの要求する（筆者注：民主化という）目標が、現実的な実現条件をもつことに充分留意せねばならぬ」とした上で、そのためには「第一に、日本国家の現事態をもたらした社会的政治的経済的根因と联合国側の対日根本方針とが、厳に分析把握されねばならぬ」としている（同上、21-22頁）。そして「联合国側の対日根本方針」であるポツダム宣言について、「単なる降伏文書と見るべきではない、敗戦・降伏の条件ではあったけれども、しかしまさに日本の人権宣言であり、独立宣言ともいうべき、そういう歴史的価値を含んだ宣言なのであると考え、そこから、それに即応した民主的で平和な国家の基本法を作らなければならない」としている（鈴木安蔵（1964）196-197頁）。

「联合国側」、すなわちGHQの中心が米国であり、かつ当時、米ソ冷戦が始まろうとしていた以上、「民主主義の新たな史的形態」としての社会主義を目指すとしても、当然のことながらソ連型の社会主義はGHQの許すところとはならなかっただろう。しかしワイマール共和国型の社会主義、すなわち資本主義を前提にした一定程度の社会主義化ならば、まだGHQにも受け入れる余地があっただろう。鈴木はこうした考慮から、戦術的に敢えてワイマール憲法をモデルにしたと言えるだろう。

「憲法研究会」の憲法草案と20世紀的民主主義

鈴木は、研究会案の発表直後の1945年12月28日の日付けがある「新憲法の構想：憲法研究会の憲法草案」（『民主憲法の構想』に収録）において³⁾、「日本民主主義の建設は、二重の性格を併せ有する」として（鈴木安蔵（1946）151頁）、研究会案に18世紀的民主主義と20世紀的民主主義が具備されていることを明らかにしている。

では、研究会案では、ワイマール憲法をモデルとする20世紀的民主主義はどのように条文化されているだろうか。まずは人権保障の条文についてであるが、以下のようである。

さらに新憲法には、現代社会における人権必然の具体的形態として、左のごとき新しき権利が保障さるべきである。

- 一、国民ハ労働ニ従事シ其ノ労働ニ対シテ報酬ヲ受クルノ権利ヲ有ス
- 一、国民ハ健康ニシテ文化的水準ノ生活ヲ営ム権利ヲ有ス

一、国民ハ休息ノ権利ヲ有ス国家ハ最高八時間労働制ノ実施勤労者ニ対スル有給休暇制療養所社交教養機関ノ完備ヲナスベシ

一、国民ハ老年疾病其ノ他ノ事情ニヨリ労働不能ニ陥リタル場合生活ヲ保証サルル権利ヲ有ス（同上、142頁）

一方、経済体制に関する条文については、「憲法研究会」の会員の間でも、以下のように意見が割れたようである。

憲法になんらの経済体制についての規定を含まないのは、それ自体その憲法の封建性を示すものである。

「経済国家」とさへ称せられる現代国家において、その最も基本的な経済体制の根本原則は、当然、国家の根本組織法に明示さるべきである。

この意味において日本民主主義の建設を表現する憲法には、すくなくとも、独占資本の制限、財閥の禁止、寄生的土地所有の禁止、勤労者の生活、健康、教養の向上を脅かすごとき労働条件の禁止、高利、高額小作料の禁止、私有財産並営業、契約の自由は国家公共の福祉に貢献するを根本条件とするとの規定を設くべきであるとの意見も提出された。

また「土地ハ国有トス公益上必要ナル生産手段ハ議會ノ議決ニヨリ漸次国有ニ移スベシ」なる条文の案の主張もあつた。

これに対し（中略）かかる具体的規定は、それ以外のあるひはそれ以上の経済政策ないし体制建設の障害となるおそれがあらう等の意見が提出され（後略）（同上、147-148頁）

結果的に、研究会案において「経済体制」に関する条文は以下のように決定された。

一、経済生活ハ国民各自ヲシテ人間ニ値スヘキ健全ナル生活ヲ為サシムルヲ目的トシ正義平等進歩ノ原則ニ適合スルヲ要ス

各人ノ私有並経済上ノ自由ハ此ノ限界内ニ於テ保障サル

所有権ハ同時ニ公共ノ福利ニ役立ヘキ義務ヲ有ス

一、土地ノ分配及利用ハ総テノ国民ニ健康ナル生活ヲ保障シ得ル如ク為サルヘシ寄生的土地所有並封建的小作料ハ禁止ス（同上、148-149頁）

研究会案において具体化された20世紀の民主主義を、階級闘争の観点から捉えるのならば、第一に、当時はまだ農地改革前であったことから、戦前から手つかずのまま残存していた地主

階級の打倒を目指すということになるだろう。なお、憲法に条文化するということは、農地改革後における地主階級の復活の芽を摘むことをも結果として意味するだろう。第二に、当時進行しつつあった財閥解体が終了した後にも、資本主義という枠組みが変わらぬ以上、大きな権益を維持するにちがいない資本家階級に対する最低限の抑止を目指すということになるだろう。

日本国憲法に対する不満

では、1946年11月3日に公布された日本国憲法に対して、鈴木がどのような不満を抱いていたかについて見ることにしよう。鈴木は1947年に出版した『新憲法の解説と批判』において、端的に「憲法の欠点は、今日の資本主義社会の生む欠陥にたいして十分な根本対策について規定してゐない点にある」（鈴木安蔵（1947）38頁）、すなわち20世紀的民主主義が十分に体现されていない点にあると指摘している。そして具体的に以下の諸点を挙げている。

第二十五条、第二十七条、第二十八条などは、これについて苦心したものではあるが、しかし国民が健康な文化的な最低限度の生活をいとむ権利を有すると保障されても、単に国家が社会政策の徹底につとめるといふだけでは、心もとないのである。具体的に独占資本や寄生土地所有の利潤至上主義を抑制し、完全雇傭を根本方針たらしめ、失業しないですむ現実の条件を確立することを明記し、耕作権を保障し過重労働を禁止し、さらに失業保険、老疾保険、無料診療、有給休暇などを国家の義務としなければ、今日の社会事情の下で、この憲法が真に勤労者大衆の憲章たりうるであらうか。

いはんや政府などが、勤労する権利といふのは、失業しない権利、家族を養ふに足るだけの収入をもたらす職業につきうる権利といふ意味（すでにワイマール憲法やソ聯憲法で採用し実現した原則）でなく、勤労することを妨げられない権利だ、などといつてゐるやうでは、いよいよこの憲法は深刻な社会矛盾、生活苦にたいして空文となる危険がある。

また勤労者の生産管理権、経営参加権は、第二十八条の団結権の必然の発展として、今日諸国のみとめてゐるところであり、新憲法でも、ここまで具体的に進むべきであつたとおもふ。

教育の機会均等についての規定（第二十六条）も、もし貧乏なために上級学校にも行けない境遇にたいして、国家が学資を給するといふやうな規定をも加へなければ、あまり実効はないのである。

第二十九条の財産権、私有権の規定も、単に、その不可侵のみが規定されたのでは、かへつて資本家・地主の擁護にをはる。財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに法律

で定めるといふだけでは不十分で、財産権は、かならず公共の福祉のために利用される義務があるとか、あるひは公共のためには国有化されるとかの積極的規定こそ必要であらう(同上、38-39頁)。

今日、護憲を強調するあまり、鈴木の日本国憲法に対するこうした不満を見落としがちである。しかし鈴木が今日まで存命ならば、近年、日本に先進諸国では最悪レベルの貧富の格差がもたらされた根本原因として、まさに日本国憲法において20世紀的民主主義が十分に体现されていないことを挙げるのではなかろうか。日本国憲法において、貧富の格差を是正する根拠は、主に第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という条文に求められるが、鈴木は「単に国家が社会政策の徹底につとめるといふだけでは、心もとないのである」という自らの一文を改めて肯定するに違いない。冒頭で言及した今日の「原発事故子ども・被災者支援法」の事実上の骨抜き状態も、こうした延長線上にあると言えるだろう。

ファシズム批判との共通点

さて、2の末尾で、「今日の我々にとって、鈴木ファシズムに対する抵抗が興味深いのは、その抵抗の経験が、日本国憲法の元になったと言われる『憲法研究会』の憲法草案の作成に生かされたと考えられるからである」と述べた。そこで3の最後に、ファシズム批判と研究会案、並びにそれをめぐる言説との間の共通点について考察することにしよう。

第一に、教条主義的に原理原則、すなわち最善の策に囚われることなく、客観的な状況に応じて、次善の策を選択するという柔軟な戦術を挙げることができるだろう。ファシズム批判に際して、鈴木は共産党のシンパとして、ソ連のスターリン憲法下の政治体制の導入を最善の策と考えながらも、治安維持法によって、共産党の革命を擁護し得ない中で、次善の策として、立憲政治を擁護するという旗印を掲げていた。さらに立憲政治の内容に関しても、その理想型から大日本帝国憲法下での不十分な試みに至るまで、ファッショ化の進行に応じて、擁護する対象を柔軟に変えていった。

一方、研究会案において20世紀的民主主義を具体化するに当たって、鈴木はGHQの占領方針との兼ね合いから、敢えてソ連型の社会主義ではなく、ドイツのワイマール共和国型のそれを採用することにした。

また、前出の「新憲法の構想：憲法研究会の憲法草案」によれば、研究会案に天皇制を残すか否かについても、当時「憲法研究会」の内部で議論があった。特に主宰者の高野は、当時再建されたばかりの共産党と歩調を合わせるかのように、天皇制の廃止、すなわち大統領を元首とする共和制の樹立を主張していた。しかし鈴木は他の会員とともに「当面、なほ天皇制を存

続することが国民一般の感情である」ことを踏まえて、天皇制を残すことに賛成している。なお鈴木は、研究会案発表直後の1946年1月3日の日付けのある「天皇と天皇制」（『民主憲法の構想』に収録）で、「政治機構、体制としての天皇制は廃止されることが、『君民』ともにとつての幸福であることを認識すべきである」と述べていることから（鈴木安蔵（1946）138-140、134頁）、個人的には高野の主張に共鳴していたものと考えられる⁴⁾。

第二に、マルクス主義的な階級分析の観点から行なった考察を挙げることができるだろう。ファシズム批判に際して、鈴木は、資本家階級が軍部と軍事的野心を共有して、市場と資源を確保するために、膨大な国防予算を成立させ、軍事的侵略を行なおうとしているとした。しかし労働者・農民階級などの大衆は民主主義や平和を求めて、資本家階級や軍部と対立しているとした。

一方、終戦直後、民主化を構想していた際には、鈴木は民主化を停滞させている元凶として「封建的軍国主義勢力」、「封建的重臣」、財閥、地主、官僚といった支配層を挙げていた。そして共産党を含む「民主主義を欲し、民主主義を徹底的に実現しうる階級、層、民衆の勢力」が「民主主義的統一戦線」を結成して、そうした支配層を一掃すべきだとしていた。

また、ファシズム批判に際して、鈴木は皇道派の青年将校らに対しても、反財閥をどれだけ標榜しようが、「中間層のビューロクラシー（筆者注：官僚）的地位」などの故に、その革新運動の先にあるものは、単なる「資本主義の再編制であり、危機救済である」と断じていた。

一方、終戦直後、民主化を構想していた際には、鈴木は、「転向」時期に高く評価していた皇道派の青年将校らに対して、以下のように考察している。

いはゆる昭和維新を唱へた人びとの国内改革の主張は、反財閥を標榜した場合も封建的復古的方向をとり、労働者農民の解放をもたらすものではなかつた。それは都市小市民的反抗と農村中産層の反発とから生じた観念的な改革運動であり、ドイツ、イタリアのナチズム、ファシズムとひとしく、資本制、封建的農村搾取制の個々の現象を攻撃しつつ、その根本を廃止することをめざさぬ点で、結局、旧来の国際秩序、社会体制の枠内での政権移動以上は考へてゐなかつた（同上、18-19頁）。

鈴木は終戦直後における皇道派の青年将校らに対する評価は、まさにファシズム批判の頃のそれに回帰していると言ってよいだろう。

3では主として、日本国憲法の元になつたと言われる研究会案をめぐる鈴木と言説を見てきたが、日本国憲法について語る際に逸することができないテーマはやはり第九条であろう。4では第九条をめぐる鈴木は思想を見ることにしよう。

4. 第九条をめぐる

フランス第四共和国憲法の規定に賛同

鈴木はかねてより護憲運動関係者の間で、護憲のシンボリック的存在になっているが、護憲の主たる内容が第九条の擁護であるためか、「世界にもまれな平和憲法のルーツは、自由民権運動の伝統が色濃く漂う、この古い町（筆者注：鈴木の本郷の小高区）にあるともいえる」などと言われる。しかしそれは大きな誤解である。そもそも鈴木によれば、第九条、すなわち『戦争放棄』条項については、憲法研究会ではなんらの主張も出なかった。研究会案の作成に際して、「憲法研究会」としては「こんどの戦争の惨禍と全軍隊の武装解除と国民全般の当時の心情からみて、軍にかんする規定をおくことは全然考えていなかった」のである。

それどころか、鈴木自身は第九条について、「政府案の発表のとき、わたくし個人はただちに全面的共鳴にはいたらなかった」と回想している（鈴木安蔵（1977）102頁）。鈴木は前出の『新憲法の解説と批判』の中で、第九条に関して、将来的に以下のように改正すべきだと示唆している。

他方国際的には、当面国際聯合の活動に依存するわけであるが、なほこれが加盟も定められていない現状においては、とくに国内的の規定たる憲法には、これについての規定を入れることは適当でないが、しかし将来独立対等の国家として復活することを前提とするならば、新フランス憲法にみられたやうに「相互的であることを条件として、平和の組織および防衛のために必要な主権の制限に同意する」といふふうな規定がふさはしいであらう（鈴木安蔵（1947）29-30頁）。

上記の鈴木の記事は、趣旨が明確でない嫌いがある。そこでフランス第四共和国憲法の該当箇所の前後の規定を以下に引用することにしよう。

その伝統に忠実なフランス共和国は、国際公法の原則に従う。フランス共和国は、征服をめざしていかなる戦争を企てることがなく、またいかなる民族の自由に対してもその實力を行使することがないであろう。

相互主義の留保のもとに、フランスは、平和の組織と防衛に必要な主権の制限を承諾する（『世界憲法辞典』58-59頁）。

フランス第四共和国憲法は、侵略のための戦争を明確に否定しつつも、自衛のための戦争ま

では否定していない。そして「平和の組織」すなわち国連による世界平和の実現に寄与するために、「相互主義」、すなわち加盟各国とともにという条件の下で、国連への主権の一部の移譲を承諾するというものである。その際には、フランス軍が国連による武力制裁に参加することも想定しているだろう。

鈴木も当時、こうしたフランス第四共和国憲法の規定に類似した条文を構想していたことを、1954年3月に開催された衆議院外務委員会公聴会で、以下のように証言している。

…しかし独立国として軍備を持たないということは、今の国際情勢上おかしいのじやないか、そこで将来国民の間で研究した場合、第四共和国フランス憲法——当時はまだ草案でありましたが、その程度の規定の方がより妥当ではないか（中略）つまりこれは日本だけが軍備をなくしてしまうことは片手落ちでないか。やはり軍備を持ち戦争をするということは、国の主権の発動と従来考えられておりましたから、私はほんとうによりよきものとしては、国際平和のために相互的であることを条件として、国の主権の制限に同意することであると思う。それからいかなる侵略戦争もしない、いかなる民族の自由に対しても武力を行使することをしない、つまりこの程度のものがいいのではないかと当時考えておったのであります（鈴木安蔵（1955）206-207頁）。

鈴木が当時、第九条に対して「ただちに全面的共鳴にはいたらなかった」理由について考察することにしよう。鈴木は『新憲法の解説と批判』の中で、「たんに戦力をもたないことを規定し、武力——武器、軍隊など——を放棄しただけで、平和国家たりうるか、世界平和がもたらされうるか」と問題を提起している（鈴木安蔵（1947）29頁）。そして以下のように答えている。

…戦争の勃発する根本原因の一つである経済的事情、すなわち日本におけるおびたゞしい零細農民の原始的な生産様式、国内市場の貧困、帝国主義的ないし独占資本主義的経済・政治制度および国家主義的諸勢力を、根本的に清算しうることが必須不可欠であらう。少くとも、国内的にこれらの弊害を能ふかぎり抑制ないし防止しうる根本規定を設けるべきものとおもふが、この点を規定してゐないのは遺憾である（同上、29頁）。

仮に、鈴木が主張する通りに、第九条に加えて、日本国内の「戦争の勃発する根本原因の一つである経済的事情」を解消する条文を設けることができたとして。しかしその結果は、ただ単に日本のみが平和国家になるばかりであらう。世界平和を実現するためには、日本だけで

なく、少なくとも主要国においても、憲法を改正するなり何なりして、第九条に相当する内容の条文を設けるとともに、日本と同様に見受けられる「戦争の勃発する根本原因の一つである経済的事情」を解消する条文をも設けるべきだろう。しかしこうしたことは当面、実現不可能である。だからこそ鈴木は現実的な見地から、フランス第四共和国憲法「程度の規定の方がより妥当ではないか」と結論付けたのだろう。

「自衛のための戦争」に参加した経験

ここで、当時、鈴木が自衛のための戦争を否定していなかった背景について考察することにしてしよう。鈴木は太平洋戦争末期に東京を襲った空襲について以下のように回想している。

…いまでもくっきりと目に浮かぶ——空襲警報とともに夜空に B52 の巨体が悠然と数機やってくる。高射砲がはげしくひびく。この書齋はいく分高台になっているので、その窓から上馬や荏原、大森方面までが焼きつくされたときの炎ははっきりみえた。たまたま一機、二機が撃墜される。それは、不安といきどおりとの中での詩であった。わたくしは、このままやがてわが家も爆弾で焼かれるものとおもいきめ、最後まで焼夷弾の防火などに努力するだけだと考えて日々をすごした。

(中略)

…まさしく米英の侵略が、「一つの」アジアを寸断し、また、いま日本に攻撃を加えていると考えた(中略)そしてその下で、多くの友人、後輩は死に、多くの同胞の家は焼かれ、国民の大多数は、栄養失調に陥り、家族はちりぢりに別れてしまったのである(鈴木安蔵(1967) 202-203頁)。

当時、鈴木はまだ「転向」の最中であつたことから、そもそも日本の一方的な侵略によって一連の戦争が始まったという意識が薄かっただろう。それに加えて、上記のような連夜の空襲とその悲惨な結末を見聞することによって、まさしく米英が「日本に攻撃を加えている」、すなわち日本を侵略しているという認識をもつに至っていた。そうした時に、前述のように、鈴木は町田大佐から、米軍との九州での決戦に備えるために、西部軍報道部に加わり、福岡まで赴任されたいという誘いを受ける。鈴木は「即座に承諾した」。「このままここ(筆者注:東京)で爆死するよりも、戦場で死ぬべきときだろうと考えたからである」(同上、203頁)。

当時の鈴木的心境は、米英の侵略から日本を守る、すなわち「自衛のための戦争」に参加するというものだったにちがいない。「自衛のための戦争」に参加した経験から、さほど時が経っていなかったからこそ、鈴木は、自衛のための戦争を否定しないフランス第四共和国憲法

を現実的なものとして受け入れられたのだろう。

しかし、鈴木が第九条について、当時、決して改正を声高に叫んでいたわけではないことには注意を要する。むしろ『新憲法の解説と批判』においても、「日本国の今日までの悲惨、不幸の根因が、その軍国主義、軍部専制にあつたことにたいする反省として、ここに徹底的な平和国家たることを約束した」との理由から（鈴木安蔵（1947）29頁）、高く評価していたのである。また「国家権力の最期の担保は、いうまでもなく軍隊である」が、第九条の内容、すなわち「すべての戦争放棄、一切の軍事不保持は、明治憲法体制にたいする最後のとどめを刺すこととなるのは明らかであった」ということも（鈴木安蔵（1979）123-124頁）、高く評価する理由の一つであっただろう。

第九条に対する解釈

冷戦が本格化する1950年代になると、鈴木は第九条を留保なく受け入れるようになる。まず憲法の前文「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」について、前述の衆議院外務委員会公聴会で、以下のような解釈を示している。

…全世界の諸国民の公正と信義は信頼し得るものである。かりそめにも、ある国が突如不法侵略をする、あるいは自衛に名をかりて侵略戦争をしかける、そういうような懷疑を持たない（中略）のであります。従って、従来の国際法上の自衛権の観念をさらに超克いたしまして、そういう平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われわれ自身の自衛問題は安んじて解決することができる。こういう態度をとっておると私は解釈するのであります（鈴木安蔵（1955）168-169頁）。

鈴木はこうした前文の解釈を踏まえた上で、それにもかかわらず、他国より侵略を受けた際の第九条第一項（「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」）の解釈について、以下のように述べている。

…たとえば他国よりいわゆる侵略される（中略）こういう場合に、今日の国際法上の通念から申しますと（中略）そういう不法な侵略はけしからぬから至急やめてもらいたいということを、相手国に対しましても、その他の諸国に対しても当然呼びかける、そうして原状の回復ないしは救済を求めるのであります。こういう行動は、私どもの解するところによれば、すでに立派な国際紛争であります。（中略）それが侵略された国といたしまして

そういう要求をいたしました場合に、単に要求しただけではいられない、またじっとしておれば国が減びるというようなことによって（中略）そういう不法な侵略国に対してはわれわれは絶対に外交関係を持つことができない、われわれも当然これに対して戦いを宣言する、つまり国際法上の厳密な意味における戦争宣言をする（中略）かりにそれが一方から考えて自衛戦争と考えられます場合にも、私は日本国憲法においては、すでに国際紛争を解決する手段としては一切のものを放棄するといっている以上、これはできない（同上、171-172頁）。

鈴木は、上記のような第九条第一項の解釈を踏まえた上で、第二項（「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」）の解釈を次のように述べている。「一切の軍備を持たない、軍備に類するものを持たない、こういうことによって初めて前項（筆者注：第一項）のような（中略）徹底した自粛、自己制限が可能となるのであります」。

さて、鈴木のような第九条に対する字義通りの解釈には、どのような政治的意図があるのだろうか。日本国内に対しては、軍国主義の復活を阻止することを明確に意図していた。すなわち再軍備を認めれば、「敗戦後九年未だ戦前の軍国主義は決して根を絶やされていない日本においては（中略）たとえ統帥権その他の問題について、一応民主的な制度を定めたとしても、実際の社会的、政治的状态の中に、根強い軍国主義が復活抬頭して来る」というのである（同上、175、154頁）。

一方、世界に対しては、水爆の出現という新たな軍事情勢の展開を受けて、平和の強力なメッセージを送ることを意図していた。鈴木は以下のように述べている。

日本国憲法は、このような（筆者注：軍国主義の）世界観、問題解決の方法に正面から対立する。原子兵器の完成や世界各重要地点の基地化による「防衛」方策のごときは、科学はじめ人間の知能の案出するものであるかぎり、かならずや相手諸国の陣営においても到達する方法である。軍国主義の対立・競争は、かくしてとどまる場所がない。水爆・原爆の即時的全面的廃止はさらにあらゆる軍備、戦力の即時的全面的廃止にいたることによってこそ、「平和」「自由」なるものは確実となるという、きわめて明白な論理を隠蔽してはならない（鈴木安蔵（1954）67頁）。

第九条第一項が適用されないケース

再び前述の衆議院外務委員会公聴会における鈴木への陳述に戻ることにして、鈴木は、第九条第一項の解釈が適用されない例外的なケースとして、以下のようなことを挙げている。

…突如としてある国より不法侵略された、こういう場合に、敵国の軍隊がわれわれの領土の中に入って来て、従横無尽（原文ママ）に掠奪暴行をほしいままにするというような事態、この際にわれわれがそれぞれの方法をもってこれに抵抗する、こういうことは当然に自衛行為として生ずるでありましようし、またそれを否定することはできない。それは当然憲法にも容認するところであろうと思う。（中略）あくまでもやむを得ざる、まったく緊急不正の急迫したそういう危害をやむを得ず力をもって防ぐというぎりぎりの一線は認めますけれども、一步立ち直って、さらに相手の軍隊を領土から追い払う、あるいはそういうことについて世界に対し、相手国に対してこの中止を要求する、こういう段階に入りましたならば、そういう事実上の実力抵抗さえも日本国憲法は認めない（後略）（鈴木安蔵（1955）173-174頁）

これに対して、福田篤泰委員は、鈴木が事実上「自衛権」を一定程度認めたものと解釈して、以下のように疑問を呈している。

…あなたはこの憲法について、戦力の保持は明らかに禁止されておると言われた、これはもちろん私も同感であります。同時にあなたは、自衛権は認められた。ところがその説明において、実力を伴うものはいけないと言われておる。（中略）空疎な、実力の裏づけのない自衛権というのは一体いかなるものでありましようか（同上、195-196頁）。

福田の疑問に対して、鈴木は「実力」を伴わなくても二つの方法によって「自衛権」を行使することができるとしている。

一つ目の方法について、次のように述べる。「緊急不正の攻撃があった場合に、全世界の平和愛好諸国に対してそれを訴え、その力によってそういうことを救済する、現状を回復するということはかまわない、あるいはまた国際連合が——つまりそれは国際連合自身に日本が自国のそういう保障をもとめることでありましようが、そういう方法だけが憲法上考えられる唯一のことである」。

また、二つ目の方法について、次のように述べる。「緊急不正の危害が起った場合にいたしましても、どんな強力な軍隊を持っておりましても、真にその土地の民心を得なければ占領が長く続くということは考えられないのでありまして、日本の労働者に真に愛国の気持があるならば、それこそゼネストという方法もありましよう、多くの国が第一次大戦（筆者注：第二次大戦か？）において経験しましたレジスタンスの諸形態もあるでありましよう」。

福田は、特に一つ目の方法に対して、「自衛権の問題について、たとえば外国から助けても

らう、あるいは国連その他の集団保障の形をとれば、自衛権行使もさしつかえないではないかという御説明であります、これでは自衛権自体の法的性格がきわめて不明確になる」と指摘している（同上、197-199頁）。まさに福田の指摘の通りであろう。

鈴木も、自らの第九条解釈の理論的欠陥を意識していたのか、別の委員の質問に回答する際に、以下のように本音を漏らしている。

…現在の場合においては、私はこの徹底的な平和主義者の立場、これは自分が理論的に十分に整理できないけれども、自分の全人間的な気持からいうと、戦争というものは徹底的にいやである。私は理論的には相当この戦争のやむを得ないこと、自然に起るであろう、起らざるを得ない危険のあることも判断できるのでありますが、自分の気持としては、戦争というものは徹底的にいやである。（同上、207頁）

上記の「戦争のやむを得ないこと、自然に起るであろう、起らざるを得ない危険のあること」は「日本に対する緊急不正の攻撃のやむを得ないこと、自然に起るであろう、起らざるを得ない危険のあること」と言い換えると、引用文全体の趣旨が明確になるだろう。実際に日本が「緊急不正の攻撃」を被った場合、いかにして「実力」を伴わない「自衛権」を行使するかについて、鈴木は「理論的に十分に整理できない」ということを意識していたと言えるだろう。鈴木は第九条の解釈に当たって、「戦争というものは徹底的にいやである」という感情論が先に来ていることを自覚していたのである。

永世中立論と中ソに対するイデオロギー的な共感

それ故に、鈴木は、日本が「緊急不正の攻撃」を受けないための方策についても思索を巡らせることになり、福田に対して、以下のように永世中立論を提起することになる。

…日本がそういう緊急不正の危害をこうむらないためになすべき態度は、実力を持たないということの規定した憲法上からいっても、他に方法があるのじやないか、たとえば（中略）永世中立の要求（中略）日本国自身を二大陣営の間の緩衝地帯にする、どちらの陣営もこれに対して一切自国の衛星国にするようなことをしない、日本に対してどちらの陣営も一切軍事基地を設けるようなことはしない、日本をまったく非武装に徹する、三十八度線を中心にした緩衝地帯のような地帯に日本をおく、そういうとりきめに日本自身が先頭に立って働きかける、こういう方法もやはり憲法の前文の考えておるところの自国の生存と安全とを確保する一つの外交手段だと思うのであります（鈴木安蔵（1955）197-198

頁)。

なお、鈴木はこうした非武装・永世中立論について、当然ながら「日本の一方的な意志だけでは出来ない」としている。また「アメリカとフィリピンとニュージーランド、オーストラリアが保障しても、ソ連と中国が保障しないというならば駄目である」としている。そこで1951年9月に開催されたサンフランシスコ講和会議に先立って、「全面講和によらなければ永世中立ということは保障されない」と主張したのである(鈴木安蔵(1951)14-15頁)。

鈴木は外交面では永世中立を唱えていたが、注意すべき点は、イデオロギー面では、資本主義陣営よりも、社会主義陣営の方に共感を抱いていたことである。鈴木は1969年に出版した『新版 政治学入門』で、ソ連の政治体制について、さすがにフルシチョフによる「スターリン批判」の後だけに、「ツァーリズム以来の悪伝統、スターリン時代の官僚主義、専断的側面を有した統治など、およそ共産主義の理念を裏切る現実の存したことも否定しえない」と認めていた。しかしながら「官僚的気風とか、事務の官僚的非能率とか」といった「多くの未完的な面と欠陥との存在にもかかわらず、制度的に、まさしく人民自身のための計画と管理との新しい国家、平等社会への発展が成長していることをみとめねばならぬ」として、高い評価を与えている(鈴木安蔵(1969)99-100頁)。

一方、鈴木は中国共産党の「民族解放運動」については、その実態がまだよく外部世界に伝えられていなかったせいも、同党の公式発表の通りに進捗しているものとして、以下のようにいささかの留保もなく高く評価している。

…しかも現代にあつては、被征服諸民族自体のうちに、多く資本主義が発展し、土着大資本家は、外国独占資本家と緊密に結び(中略)自国の勤労者大衆を搾取する。民族解放運動が同時に階級闘争たることは、この場合もっとも明白である。かかる民族解放運動は、内外の独占資本主義・帝国主義の搾取と抑圧とから、全勤労者大衆、中小資本家すべてを解放するという内容をもっているから、資本主義そのものの変革を希求し使命とする労働者階級は、同時に、民族解放運動のもっとも中心的な主体となる。(かかる目的意識に統一された民族がプロレタリア民族である。)中国の闘争はそれをしめしている(同上、219頁)。

さて、鈴木の中ソ両国に対するイデオロギー的な共感の背景には、どのような事情が存在していたのだろうか。鈴木はもとより戦前から日本共産党とソ連のシンパであったが、戦後になると、特に太平洋戦争勃発以降の「転向」に対する痛切な反省を経て、以下のような結論を得る

に至っている。

ところで「大東亜共栄圏」とか「新秩序」ないし新体制にたいするわれわれの幻想は、その主体が日本の軍部と官僚および財閥、独占資本であることを理解しなかったこと、資本主義・帝国主義からの発展は、社会主義革命および植民地民族解放以外に存しえないことのきわめて初歩的な把握をなしえなかったことによる（鈴木安蔵（1967）182頁）。

鈴木は、少なくともソ連の実態については薄々知りながらも（中国については全く知らなかった可能性があるが）、現実「社会主義革命および植民地民族解放」の代表国がソ連と中国である以上、「転向」の後ろめたさもあって、両国の政治体制や政治運動を殊更に高く評価するに至ったのであろう。

晩年

1950年代になってから、鈴木は第九条の解釈を通して、非武装・永世中立論を唱えるようになったが、そうした主張はその後、どうなったのであろうか。鈴木晩年の1972年に日中国交正常化が実現し、さらに78年には日中平和友好条約が締結された。周知のように特に後者に関しては、いわゆる覇権条項が事実上、日中両国による対ソ牽制になっており、中国政府は日米同盟に対しても反対から支持へと態度を変えるようになる。いわば鈴木がかつて強い共感を寄せた「プロレタリア民族」の国、中国が日米同盟を容認して、それに接近するに至ったのである。

こうした日本をとりまくパワー・ポリティクスやイデオロギーの構造の劇的な変化に際しても、鈴木は以下のように、依然として永世中立論を唱えつつ、さらには日本が中ソ両国の和解をも斡旋すべきだとしている。

日本は、この時これら諸強国（筆者注：米ソ中）の一つの陣営に組み込まれることによって安全でありうるのか。独占資本家が構造的不況打開のために、無限ともいうべき資源および市場の確保のために一定の国家（筆者注：中国）との平和的交渉を求めるのは当然であるが（中略）核戦争を背景とする軍事的同盟体制は、日本の安全とは断じて相容れぬものである。（中略）

社会主義諸国が社会主義を基本としてすべて協力、共同路線を歩むことが当面不可能とみられる事態となっていることは、まことに不幸であるが、しかし日本は、このような時、その矛盾の激化のためにはなく正常化の方向に進むべきは理の当然である。ましてや日

本自体のあらゆる条件から、いかなる側の軍事的拠点ないし基地と化することは最大の不幸を招くのみである（鈴木安蔵（1979）167-168頁）

また、鈴木は依然として第九条の字義通りの解釈にこだわりを見せている。さすがに再軍備、すなわち自衛隊の存在が軍国主義の復活につながるまでは言わないが、依然として民主主義に対する脅威になっているとして、以下のように述べている。

…今日の日本の軍事力は、わが国の民主主義を、さしせまった状態の下では、一挙に抑圧し去ることのできる態勢を十二分に確立しているといわねばならぬ。（中略）沖縄および内地の基地の継続的利用、自衛隊の強化を前提としたアメリカ軍の指導力との関連の中に、第九条の現実はあるのである。このような軍隊、軍事体制の確立は、もっとも反民主主義的なものである。日本の民主主義は、きわめて外形的なものとなりつつあるというべきではないか（同上、126-127頁）。

さらに鈴木は、第九条の字義通りの解釈が、日本の平和のみならず、世界全体の平和にもつながるとして、以下のように主張している。

第九条の解釈の歪曲・立法規範の軍事国家的破壊の到達点は、いかなる点からしても、日本国民の生命、自由の保護、日本国土の安全の保障とは正反対の道を示すものである。（中略）その（筆者注：戦争は必然であるとする主張の）中に身を投じてみずからの「絶滅」にすすむか。それとも全力をつくして、このような戦火の勃発を防ぐか、核兵器の廃止、戦争の放棄を全世界に実現しようとする運動に挺身するかが、われわれの課題であるとき、第九条はきわめて明確に後者の道を指示しているのである（同上、169頁）。

このように見ると、鈴木の第九条をめぐる思想が、1950年代、60年代、70年代を通して、その解釈の理論的欠陥にもかかわらず、良く言えば、首尾一貫している、悪く言えば、柔軟性に欠けていることが理解されるだろう。もっとも当時、野党第一党の社会党が一貫して非武装中立論を党是としていたことから明らかなように、鈴木が第九条をめぐる思想は、たとえ柔軟性に欠けていると映ったとしても、決して現実的な基盤を欠いていたわけではなかったことには注意を要する。

さて、鈴木が第九条をめぐる思想は、彼の思想全体の中でどのような位置を占めているだろうか。前述のように、戦前・戦中におけるファシズム批判、並びに終戦直後における研究会案

作成の際には、鈴木は教条主義的に原理原則、すなわち最善の策に囚われることなく、客観的な状況に応じて、次善の策を選択するなどの柔軟な戦術をとっていた。そうしたことを踏まえると、第九条をめぐる思想が特異なものであることが明らかになるだろう。こうした特異なまでの（良く言えば）首尾一貫性の故に、鈴木は今日、あたかも第九条も彼の発案であるかのよう誤解され、護憲のシンボリック的存在になるに至ったと言えよう。

他方で昨今、安倍政権が解釈改憲を通して、集団的自衛権の行使を解禁するという新たな事態を受けて、護憲運動の主だった課題が大きく変質している。かつてのように第九条の字義通りの解釈に基づく自衛のための戦争や自衛隊の存在の否定ということではなくなっている。保守政党が戦後長らく追求してきた方針、すなわち自衛のための戦争を認めつつも、自衛隊の戦力を自衛目的に限定するという方針の擁護ということに変質している。そうした事態を踏まえると、鈴木第九条をめぐる思想は、今日では現実的な基盤を失っていると見ることもできるだろう。

さて、1、2、3では鈴木思想の全体像における言わば光の部分を見てきた。4では言わば影の部分、すなわち戦中の「転向」時期における民族問題をめぐる思想について論じることにしよう。

4. 「転向」時期の民族問題をめぐる思想

「つまづきの石」としての民族問題

前述のように、渡辺は鈴木の本格的な「転向」が1941年12月の太平洋戦争勃発前後に起こったと指摘しているが、その直接的な契機とは一体何だったのだろうか。鈴木自身は「民族問題こそは、満州事変以来の太平洋戦争にいたるまでのわが国の勤労大衆およびわれわれ知識人の多くにとって、真に非惨な『つまづきの石』であった」としている。民族問題が「つまづきの石」であったとは、具体的には「帝国主義支配と、搾取とからの『アジア解放』という呼びかけが、少なくとも米英の帝国主義的支配が万人の目に明らかな事実であったかぎり、かの東亜共同体、大アジア主義、大東亜共栄圏、『アジアは一つなり』の諸理論に、なんらかの進歩的動向を信じ」ということである（鈴木安蔵（1969）212-213頁）。

鈴木にとって、民族問題が「つまづきの石」になった背景にはどのような経緯が存在しているのだろうか。コミンテルンは1920年7月から8月にかけての第二回大会、及び同年9月の東洋諸民族第一回大会以降、主としてアジアにおける植民地問題や民族問題に本格的に取り組み始めていた。それに対して、特にアジアに広大な植民地を有する英国が、自国の利益に対する直接的な脅威と見なして、警戒を強めていた（『コミンテルン史』221-226頁）。

コミンテルンの指導下にあった日本共産党も、当然のことながら植民地問題や民族問題に取り組んでいたが、政府当局の弾圧によって組織が壊滅し、コミンテルンとの連絡も途絶えがちになってしまった。それと軌を一にするかのように、鈴木は次第にマルクス主義から離れて、「問題の階級性（中略）にたいする判断を正しくもちえな」くなり、民族問題に対しても「階級性を見失っ」てしまった。そして鈴木思想には、少年時代から培われてきた「愛国者たらねばならぬ」というナショナリズムだけが残り（金子勝（1986）105頁）、強化されていった。そうした経緯を経て、鈴木之眼には、英国（及びその最大の同盟国の米国）帝国主義下の植民地問題や民族問題の解決の担い手として、コミンテルンに代わって日本が浮上するようになったと言えるだろう。

なお、鈴木はそれと同時に、日本国内における階級闘争の担い手についても、見方を変えるようになった。すなわち共産党に代わって、前述のようにかつて批判していた皇道派の青年将校らに期待を寄せるようになったのである。鈴木は次のように述べている。「既成政党、官僚的ブルジョア的議会政治の腐敗にたいする憤激、しかもその憤激を選挙に、立法・行政・司法の諸作用に反映し、人民自身の手によって政治を改革することを不可能とされていた当時の日本において、世界的恐慌とはげしい国内大衆の窮乏とにうちひしがれた国民の心理には、財閥打倒を叫び、またそのように確信し志向した青年将校、諸種の革新運動に、この暗黒と墮落とからの救済があると錯覚」したのである（鈴木安蔵（1969）212頁）。

日本の近代史に対する認識

鈴木は1944年に出版した『日本の大陸発展と共栄圏建設』において、植民地問題や民族問題の解決の担い手として、日本が世界に登場したのは、1931年9月に勃発した満州事変以降だとしている。鈴木は満州事変、さらには太平洋戦争に至るまでの日本の近代史について、どのように総括していたのだろうか。以下に鈴木論旨を見ることにしよう。

まず、19世紀末から20世紀初頭にかけての日清・日露戦争についてであるが、鈴木によれば、日本の大勝利にもかかわらず、日本の外交政策が「英国はじめ独仏露米等の方針に常に制約されたのは、やむを得ざるところであつた」。というのは、経済的にも軍事的にも英国を始めとするそれら諸国に深く依存していたからである。

次いで、大正時代（1912-26年）以降についてであるが、鈴木によれば、日本国内では「資本家階級の相対的比重は日露戦争以後漸次増大し、特に第一次世界大戦を機として急激に飛躍した」。その結果、「資本家階級」の「台頭・参加・修正の要求を反映し代表せるものは、すなはち政党の発達であつた」ことから、「旧来の藩閥官僚」内閣に代わって、政党内閣が登場するようになった。

鈴木によれば、「外交政策もまた、資本家階級的利害によつて著るしく左右されるにいたつた」。要するに「国際協調、すなはち当時の世界経済・政治の覇者たる英国ならびに米国の経済および外交政策に対する順応・適応が、しばらく我が対外策の基調となつた」のである。

鈴木はこうした「国際協調主義・英米追随は何ゆゑであつたか」と問うている。それは、日本経済が「深く英米資本主義に依存し左右されてをつた」からであり、かつ「かゝる経済体制に照応し、この世界秩序を合理化する政治的デモクラシーおよび国際主義が人類最高の政治原理として信奉されてをつた」からだとしている。

さて、鈴木によれば「国際協調主義、特に英米追随主義」を転換するためには、「国内の全体制の国防国家体制」への転換が求められている、すなわち「完全な計画統制経済と一糸乱れぬ指導者原理的政治体制と確乎不動の一元的思想体制」への転換が求められている。「かくして満州事変以降十年前後にわたる深刻な陣痛を、日本は国内において経験しなければならなかつた」。「深刻な陣痛」とは、大正時代に確立された「自由経済主義、財閥の政党政治」の「克服」を指している。

また、鈴木によれば、国内体制の転換に先立って、外交方針の転換がすでに始まっていた。すなわち「関東軍の創意と断乎たる決意によつて、すでに年来軍および民間の革新勢力のうちに強く醗酵しつゝあつた旧世界秩序変換の要望は実行に移された」。満州事変の勃発がそれである。かくして満州事変以降、「もはやこれ（筆者注：米英等）と手を切り袂を分つて自主独往、たゞひとしく旧英米制覇に挑戦し奮闘しつゝあつた独伊とのみ協力提携して、東亜に新秩序を創造すべきを不動の国策たらしめんとして漸次転換してきたつたのである」。

鈴木によれば、「東亜新秩序・共栄圏建設の理念」は、1932年9月の「日滿議定書のうちに『共同防衛』として先づ部分的ながら片鱗を現はし」ていた。次いで日中間の「全面的長期的衝突の展開に対処すべく立案・宣明されたる近衛声明（中略）にいたつて、より具体的に構想づけられた」。なお、この「近衛声明」が指しているのは、1938年11月の第二次近衛声明、並びに同年12月の第三次近衛声明であろう⁵⁾。

そして、ついに1941年12月に太平洋戦争が勃発した。鈴木によれば、「こゝに事柄の本質の一切は明白となり、世界の旧秩序・アジアの帝国主義的支配抑圧を維持せんとする米英陣営と、これを打破して新秩序・アジア解放・大東亜共栄圏建設を旨とする日本ならびにこれに協力する諸国家・諸民族の陣営との二大陣営に世界は分裂したのである」。

1943年11月に東京で、大東亜会議が開催され、日本及びその勢力下にあつた満州国・汪精衛南京政府・タイ・フィリピン・ビルマ・自由インド政府の代表が集まり、大東亜宣言を採択した。鈴木によれば、大東亜宣言において「大東亜各国は相互に自主独立を尊重することが宣言された」が、「こゝに近代的民族主義の熱烈なる要請が満たされたのである」。また大東亜宣

言は「単に大東亜のみの指導原理ではな」く、「将来世界の指導原理」でもあった（鈴木安蔵（1944）251-252頁、255-257頁、262-266頁、284頁、282頁）。世界における植民地問題や民族問題の解決に向けての根本方針は、まさに大東亜宣言において明示されていると、鈴木は考えたのである。

中国をめぐる分析の矛盾

ところで、鈴木は満州事変の原因分析を行なった際に、日本の中国大陸に対する軍事的野心を指摘して、以下のように述べている。

…国土の狭少、資源の貧弱、国内市場の狭隘をもつてしては、この発展力は到底十分に生かし得なかつたのである。しかも（中略）英・仏・米・露の包囲下にあつて、よくこれと対抗し独立独歩の地位を確保し得るためには、如何にしても国力の強化をはからねばならなかつた。（中略）

而して支那、特に満蒙の地は、地理的にまた経済的に、さらに歴史的に我が国が最も緊密なる提携・一体化をはかるべき適切な地域であつた。満蒙は我が生命線であるとは、つとに我が国朝野の間に不動に確立された認識であつた（鈴木安蔵（1944）221頁）。

また、鈴木は日中戦争についても、「日本の発展してやまない大陸政策の支那本土への必然的展開」を原因の一つとしている（同上、229頁）。こうした日本の中国大陸に対する軍事的野心は、どのように考えても大東亜宣言の「自主独立」の尊重という趣旨とは相容れないだろう。

また鈴木は、日本の軍事的野心に抵抗する中国ナショナリズムについて、以下のように分析している。

満洲事変の直接的契機となつた事変勃発直前の侮日・排日事件、我が權益蹂躪、条約違反についての詳細は省略するが、これらを単に満支における無智な民衆の反感、無頼不逞の蛮行とのみ視ることの不当なるは言ふまでもなく、また英・米・ソに操られた以夷制夷主義、国民政府や張学良政権の政治的野望とのみ一掃的に見ることは余りに簡単な考察である。それは根本的には第一次世界大戦後の諸列強の支那進出に対抗して、一九二五年五月三十日の上海における五・三〇事件に火蓋を切つた支那大革命・国民統一運動によつてスタートされた民族闘争の必然発展であり、そこには特に日本の大陸進出と直接に利害の衝突する支那土着ブルジョアジーの資本主義的発展、また満支の労働者・農民層の自己解

放を求るための全国民運動が背後に存する（後略）（同上、225-226頁）

このように鈴木は、中国ナショナリズムについて、あくまでも自発的かつ自律的なものとして捉えている。今日の我々の視点からも妥当な分析と言えるだろう。

その一方で、鈴木は、中国ナショナリズムが「英米帝国主義」、並びにソ連やコミンテルンの指導を受けた「共産主義勢力」によって背後から操られていると指摘している。その結果、「向ふべき最大第一の敵」、すなわち「英米帝国主義」ではなく、「相協力すべき友」、すなわち日本と戦争するという「悲惨なる表現形態をとらざるを得なかった」としている（同上、268-269頁）。鈴木の中国ナショナリズムに対する評価には大きな矛盾が存在すると言えるだろう。

『日本の大陸発展と共栄圏建設』における中国をめぐる分析の矛盾について、我々はどのように考えるべきだろうか。おそらく鈴木は「転向」した後も、それ以前の共産党シンパの時代の認識を完全に清算することができなかったのだろう。それ故に満州事変や日中戦争の原因として、日本の中国大陸への軍事的野心を指摘したり、中国ナショナリズムの自発性や自律性を強調したりしたと考えられる。他方で「転向」が不完全だったからこそ、終戦から間もないうちに、戦前・戦中におけるファシズム批判の視座を回復して、民主主義的な憲法草案を作成することが可能となったとも言えるだろう⁶⁾。

4では、鈴木の中戦中の「転向」時期における民族問題をめぐる思想について論じてきたが、5では、戦後のそれについて見ることにしよう。

5. 戦後の民族問題をめぐる思想

痛切な自省

戦後、鈴木は「転向」時期の自らの言説に対して決して頬被りすることなく、真摯に繰り返し向き合ってきた。鈴木は以下のように『日本の大陸と共栄圏建設』について言及している。

わたくしの「日本の大陸発展と共栄圏建設」（昭和十九年）のごときは、本質的に事物をさか立ちしてとらえたものであった。すなわち、対支二十一条当時の日本の大陸政策を明白に帝国主義政策としつつ、満州事変以降の日本の大陸進出を、その必然的展開として追及することができなかった。資本家地主の既成政党の反動性と退廃にたいする反感、当時の無産政党の折衷性、弱さにたいする絶望、また「白人帝国主義」すなわちイギリス、アメリカのアジア征服からの「アジアの解放」の希求、そして革新的な若い国家主

義者や少壮年人（原文ママ、筆者注：少壮軍人か？）たちの昭和維新運動にたいするひそかな期待などから生じた混乱した理論をのべたものであって、帰するところ、戦争を客観的に肯定したことをみとめなければならぬ（鈴木安蔵（1967）183頁）。

鈴木は単にこうした自省の念を述べるだけではなかった。鈴木は「転向」時期の言説故に、戦後、自らには「教壇に立つこと、学界的地位への就任」の「資格はない」と考えて、名古屋大学法学部創設時に教授職への就任を打診されながらも、固辞している。ようやく1951年になって、静岡大学の教壇に立つことを承諾したのは、「もはや諸条件から考えて、わたくし自身も改めて学界の一人として、大学の中で、憲法学について、自分の過誤を自己批判し、正しい方向をすすむことにしたがるのが許されようかと考えたからであった」（同上、175頁）。

民族問題と階級問題

鈴木は、戦時中に民族問題という「つまづきの石」に転び、戦後に痛切に自省することとなったにもかかわらず、「糞に懲りて膾を吹く」ようなことはなかった。1964年7月に開催された憲法講演会で、鈴木はE.H. カーの「現代二十世紀においては、民族独立問題がいちばん大きい問題に移っている」という見解に同意して（鈴木安蔵（1964）213-214頁）、以下のよう述べている。

…まさにここ第二次大戦後、（筆者注：民族独立問題の解決が）こんなに急速に展開するということは、わたくしどもにしても予想もできなかった。われわれの隣の朝鮮、中国、これは（中略）長いあいだ、外国の勢力によって踏みにじられ、従属せしめられ、植民地化されておった。インドまたしかりであります、もう今日では解放されたのみならず、暗黒大陸といわれるアフリカ自体が（中略）最後に次々と独立国を生み出している。（中略）ただ一つ残っておるのは、ようやくインドシナ半島において、フランス帝国主義を撤退せしめたと思ったのにもかかわらず、新たなネオ・コロニアリズム、新植民地主義といわれるような様相を呈して、なお問題が残っている。

そういうふうな状態が展開していることは、歴史の上において、国民主権の原理と相照合するところの、国家独立主権の原理が、最後に残った問題として、現代にその解決が迫られておることを示している（同上、214頁）。

一方、鈴木が戦前から終戦直後にかけて、多々言及してきた階級問題については、カーの「十九世紀のいちばん大きい問題は階級闘争であった」という見解に同意して（同上、213-214

頁)、以下のように述べている。

…いつのまにか階級闘争の問題は、社会主義国家の実現という形で、これは一つの解決が示された。また現代資本主義国家におきましても、あるいは社会福祉国家というふうなプリンシプル、たとえばイギリスのありかた、あるいはノルウェー、スウェーデン（中略）のありかたにおいて一つの解決を示している（同上、214頁）。

鈴木は、当時の日本の現状について、決して「社会福祉国家」になっているとは見なしておらず、「国政は、これ（筆者注：憲法第二十五条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」）を実現していない」としている。しかし「日本のすばらしい高度成長といわれておるところの生産力の復活から見ると、最低限度の生活をなし得るように、国民の生活を保障する政治は十分に可能であると思う」とも述べている。こうしたことから、当時の鈴木が日本の階級問題の解決について、比較的楽観視していたことがうかがえる。

一方、鈴木は日本においても民族問題、換言すれば「国家主権の公然の回復ということこそ、われわれの眼前の課題ではないだろうか」と訴えている。鈴木は「沖縄とか小笠原とか、こういうものが完全に日本の憲法の適用範囲の外にあるというような状態、これはどう考えても、公法学上による独立主権国家とは言えない」としている。また「一国主権の最後の担保であるところの国家実力」である「日本の自衛隊は、その構造において、決して独立の軍隊ではない」、要するに米軍のコントロール下にあると指摘している（同上、210-211頁、216-217頁）。

鈴木は、日本を含むアジア・アフリカ諸国の民族独立・国家主権回復の担い手として、社会主義勢力や植民地民族解放勢力を想定していた。それは以下のように、戦時中の「転向」に対する反省からも導き出されていると言えるだろう。既出ではあるが、再度引用しておこう。

ところで「大東亜共栄圏」とか「新秩序」ないし新体制にたいするわれわれの幻想は、その主体が日本の軍部と官僚および財閥、独占資本であることを理解しなかったこと、資本主義・帝国主義からの発展は、社会主義革命および植民地民族解放以外に存しえないことのきわめて初歩的な把握をなしえなかったことによる。

一方、鈴木は「資本家、地主など、あるいは君主、軍人などの少数特権支配層」が「民族の発展、民族の利益というような一般的言葉をもって国民の野望への奉仕者たらしめるのは常套手段なのであった」としている（鈴木安蔵（1969）214頁）。こうしたことから明らかなよ

うに、鈴木は、日本を含むアジア・アフリカ諸国の資本主義勢力や保守主義勢力（その多くはまた親米主義勢力でもあるだろう）による民族独立・国家主権回復の主張を根本的に認めていなかったと言えるだろう。

「転向」時期との異同

5の最後に、「転向」時期と戦後との間の民族問題をめぐる思想の異同について検討することにしよう。まず共通点であるが、何よりも英国や米国の支配から諸民族の解放を希求した点が挙げられるだろう。

一方、相違点については、三点を挙げることができる。第一に、民族問題を解決する担い手についてである。「転向」時期には、日本、その中でもとりわけ皇道派の青年将校、並びに関東軍、民間右翼団体を中心的な担い手としていた。他方戦後には、社会主義勢力や植民地民族解放勢力を担い手としている。

第二に、日本の置かれた立場についてである。「転向」時期には、日本は民族問題、とりわけ「大東亜」の民族問題を解決する中心に位置付けられるとしていた。他方戦後には、日本は米国の従属下に置かれて、自ら民族問題、すなわち国家主権回復の問題を抱える立場に陥ったとしている。

第三に、民族問題の解決の方法についてである。「転向」時期には、日本の軍事力によって、民族問題の解決を図るべきだとしていた。他方戦後には、日本が自らの民族問題を解決する、換言すれば、日米同盟を解消して、米国の従属下にある国家主権を回復することにより、間接的にアジアの民族問題の解決に寄与すべきだとしている。それは「すでに安保条約および日韓条約によって、日本はアジアにおける対社会主義・民族独立勢力にたいする帝国主義的政策のパートナー、その軍事的『同盟』に組み入れられた（筆者注：傍点は筆者）」という認識に基づくものであると言えるだろう（『憲法学断想』鈴木安蔵（1979）168頁）。またその際には、第九条を字義通りに解釈して、非武装・永世中立を実現すべきだとしている。

6では、これまでとは視点を変えて、鈴木のご郷の小高区が原発事故の被災地になっていることを踏まえて、鈴木と小高区の身内や知人との関わりについて見ることにしよう。

6. 故郷の小高区の人々

生家の没落と屈辱感

鈴木は晩年、交流のあった人々について、多くの回想記を物した。しかしそのほとんどは、仙台の第二高等学校に入学した以後に関わった人々である。故郷の小高区の子内や知人につい

ては、ほとんど回想記を残していない。その理由は、鈴木が小高区で暮らしていた少年時代に、生家が没落したことと関係があるだろう。相馬中学校一年生の時に書いた「我が家」という作文では、以下のように述べている。

我が家は小高町にありて、さゝやかなる雑貨を商ふ一家なり。(中略)

今我が家の歴史を語らんも涙多し。衰替(原文ママ)の悲運に遇ひたる我が一家はこの秀麗なる町の一角に僅ばかりの資本により、さゝやかなる店を開きて糊口しをるなり。

盛運一度乗ずればうの(原文ママ)極を知らず、又悲運一度到れば衰替(原文ママ)の限なしとか。

その昔昨日迄は己が田よ畑よ山林よと人々に誇りし我が家も一度祖父が事業に失敗せると、父が急の死との為に、今日は数多ある山林田畑も悉く人手に渡り今迄は富豪の夢路をたどれるも、今は一変して貧しき人々の群に入るに到りぬ(金子勝(1986)96-97頁)。

鈴木之母・ルイは夫との死別によって、「若くして自らに残された只一人の男の子(筆者注:鈴木)を貧窮と屈辱との中に育て来つた」(『思想研究資料』160頁)。そして少年だった鈴木も母からこの「屈辱」感を受け継ぎ、それを晴らすために勉学に励んでいた。鈴木は「我が家」という作文で続けて以下のように述べている。

かゝる苦境に打ち耐へて成長し来れる自分の双肩は実に我が一家の盛衰を荷ひをるなり。さらば自分たるもの大いに覚醒し勉強せずして可ならんや(金子勝(1986)97頁)。

小高区の身内や知人について何がしかのことを回想すれば、否応なしに「屈辱」感に苛まれていた自らの少年時代にも触れざるを得ない。それ故に鈴木は彼らについて積極的に書く気になれなかったのだろう。

なお、鈴木は小高区の生家から初めて離れて、下宿生活を送っていた相馬中学校時代に関わりのあった人々についても回想記を残していない。その理由は「封建的な田舎の中学」に嫌気が差していたからだろうと思われる。当時、相馬中学校では、礼儀・風紀が保たれるという理由で、上級生の下級生に対する暴力制裁(リンチ)が黙認されており、余りの酷さに、鈴木は級友とともに同盟休校に踏み切ることにした(金子勝(1987)132-133頁)。そのような環境だったせいか、鈴木は高等学校や大学に対して早くから憧れを抱くようになり、その憧れ振りは「そこへゆけば何も彼も一切の疑問も解け、希望をみたまされると考へ」るほどであった(鈴木安蔵(1942)246頁)。

父・良男と母・ルイ

もともと、鈴木が故郷の小高区や身内に愛着がなかったというわけではない。戦前の共産党シンパの時代に、鈴木は「大山良男」や「小高良男」というペンネームで論説を幾編か発表している（「鈴木安蔵先生の略歴と著作目録」311-312頁を参照。）。ちなみに「良男」とは、鈴木が誕生する直前に、二十代の若さで夭折した父の本名である。

良男は若くして小高銀行支配人代理となり、地域の産業化に尽力する一方で⁷⁾、俳人としても活躍した人物である。良男は自らの早世を覚悟したかのように、余生という俳号を用いていた。正岡子規一門の人々と交流があり、河東碧梧桐といった高名な俳人がわざわざ良男を訪ねて来るほど、その俳人としての名声は全国にとどろいていた。良男が好んで詠んだのは故郷の井田川浦であり、以下のような俳句が残されている。

汐小屋の老木の桜枯れもせず

汐穴に汐湛えけり風薫る

雁鳴いて月光芦に白き哉

芦の花鴨立つ夕日静かなり

短夜や舟に眠ればすぐ明ける（『小高町史』794-795頁）

鈴木もまたこうした父の俳句に親しみながら、井田川浦を散策したにちがいない。小高区の良い風景は、父の俳句などを通して、故郷を離れた後も鈴木に脳裏に刻み込まれたであろう。

鈴木は父と直接話をする機会には恵まれなかったが、父の蔵書を読破することで、父と同様に文学に対する愛好心を培っていた。鈴木は以下のように述べている。

書齋などはなかったから、わたくしの読書の場所は、土蔵の二階の薄暗い窓際であった。亡父や叔父ののこしておいた当時の文学書を手あたり次第読んだわたくしは、何時しか「河内屋」「己が罰」「思い出の記」「欺かざるの記」「魔風恋風」「浮雲」「噫無情」など、記憶にのこる明治中葉の流行作品を数え上げてゆくとかざりが無いが、そうした作品に魅了され、小学校を終る前後にはそこはかとなく、こうした作品の主人公の運命に自分をなぞらえたり、作者たちの名と自分の生涯とを結びつけたりしていた（鈴木安蔵（1952）126頁）。

また、鈴木は女手一つで自らと姉を育ててくれた母・ルイに対しても、一方ならぬ愛情を示

している。鈴木は相馬中学校時代に、「高等学校をおへて大学高等文官試験官僚との道程を経」て、「学識を具えた政治家」になろうと志していたが、それは「母が第一にどんなにか喜ぶであらうとの理由が根本的決定的のものであつた」と述べている（『思想研究資料』160頁）。

ルイは、鈴木が京都帝国大学二年生の時に亡くなった（平田良編（1984）156頁）。母の死は鈴木に深い悲しみを与えた。鈴木は父の影響からか、俳句ではないが、折に触れて短歌を詠んでいたが、その中には亡母を悼んだものがある。

かへりきし家に父なく母もなき身と老いづきぬ何時としもなく
その子ゆゑ二十一年堪へきしに子が業（わざ）見ずにみまかりし母よ（鈴木安蔵（1942）
299-300頁）

平田良衛との交流

鈴木が身内の中で、終生にわたり互いに敬意を捧げたのは平田であった。平田も小高区の出身であり、鈴木よりも二歳ほど年長である。鈴木に従妹に当たる新田目マツ子が平田と結婚したことから、二人は親戚関係になった。元々二人は相馬中学校と第二高等学校で先輩と後輩の関係にあり、同郷のよしみもあって、平田は生家のある「金房村への往復のとき、しばしばわたくし（筆者注：鈴木）の生家にも立ちより、何彼と語り合うようになっていた」。ちなみに鈴木が平田とマツ子との仲を取り持ったのである（鈴木安蔵（1978）54-57頁）。

平田は東京帝国大学文学部独文科卒業後、大学院に進学したものの、やがて鈴木の後を追うように無産運動に参加し、産業労働調査所の活動を経て、1929年にプロレタリア科学研究所の創設に参加する。31年に共産党に入党し、翌年には検挙され、入獄したが、非転向を貫いている。36年に郷里の小高区に帰り、翌年に『農村だより』を創刊するものの、執筆禁止となる。戦後は共産党の再建に務め、福島県委員長に就任した。その後、金房村の開拓農民の指導者となり、再び『農村だより』を刊行する。このように平田はその半生を小高区の農民運動のために捧げている。

鈴木は戦前・戦後の『農村だより』に同人として参加しており、戦前の創刊号に以下のような書信を載せている。

東京より——鈴木安蔵

過日は久々でお目にかかれた上日頃きき得ない農村の実情を拝聴できて有難うございました。都会におると知らず識らず都会の空気にのみ動かされ勝ちで地方の現実を見失いがちです。その意味で諸兄との一夜は仲々得る所多きを感じております。

ただ農村の知的貧困、情的粗野と言った方面、政治的後進性などは、何としても克服さるべきものと感じました。

平田兄等がその契子（原文ママ、筆者注：楔子か？）となって下さるのを小生は深謝して居りますが、それが一層深められるためには今後お互が何れの方面に於ても忌憚なく隔意なく語り合うことが大切でありませう……（平田良衛（1976）82-83頁）

鈴木は戦前・戦後を通して、憲法という国政全体に関わる事象に取り組んできたが、上記の書信からも、平田を通して、小高区の諸問題にも並々ならぬ関心を抱いていたことが理解されよう。平田もまた「鈴木さんは、私（筆者注：平田）がその頃郷里の農村にとどまって汗を流していることを評価し、たえず激励してくれていた」と述べているように（同上、84頁）、鈴木もまた小高区での農民運動を継続することができたと言えるだろう。

鈴木もまた小高区の諸問題について論じたことがある。戦前の『農村だより』が創刊される前年、1936年4月の日付けがある「政治機構と人心」（『現代憲政の諸問題』に収録）がそれであるが、以下に引用することにしよう。

私は曾祖父および父母たちの大法会のため数日来東北の海岸の小さいこの町に滞在してゐる。山間の農村ではなくて僅かながら羽二重工場と四囲の農村への商品供給とによつて主として存続してゐるこの町は、その限りにおいて資本主義の影響を受ける程度が他の農村漁村よりは深い。

十何年振りで少しくこの町を観察する機会を得た私には、十何年以前の記憶と対比して著しく眼にうつる資本主義的影響の種々相を感慨深く眺めたのである。（中略）土地所有に基く門地、家柄といふことの代りに、資本主義的富が財産が益々物を言ふやうになつた。それだけにまた人情とか相互扶助とかの代り冷たい打算が一層露はになつて来た。

（中略）

私は、嘗つてのいはゆる「旦那様」を中心とする半農奴的な町会、半封建的町政「淳風美俗」「協力一致」の実質的専横・弊風を看過するものではないが、今日の（中略）金銭的打算的傾向、自分の利害には敏感だが、町のため、隣人のためといふ相互扶助、自己犠牲の精神の欠如が如何に地方の政治生活を対立的にし、貧農、小作人、小商工者大衆をして不安と不満とに陥れる大禍根をなしてゐるかを痛感するのである。

他方、大衆はどう変化してゐるかといへば、嘗ての絶対服従といふ封建的蒙昧は克服しつつあるが、全体的には依然として半封建的な事大主義の存在、然も政治的見識ないし公徳心の欠如である。これら両方面の欠陥から、真の自治精神の貧しさも胚胎してゐるやう

に感じられるのである（鈴木安蔵（1937）141-144頁）。

鈴木はこうした小高区における諸問題を解決するために、以下のような方策を提言している。

国防費その他を割愛して地方の貧農小作人大衆の生活に余裕を与へ、またこれら大衆のための自主的な——天降りのでない——文化施設を建設し発達せしめることが、差し当つての卑近な、然し忘れられてならぬ根本方針ではなからうかと思ふ。

このためには、地方窮乏の禍根たる土地問題を解決せねばならぬ。現在はなほだ負担多き地方税の整理もなされねばならぬ。中央政府の事務を徒に地方自治体をして負担代行せしめるとき中央集権制的弊風は廃止され、地方費は真に地方生活を豊かならしめるために使用されねばならぬ。参政権がもつと一へ拡大され、女性をも政治に参加せしめると、もに、言論・集会・結社・団結の自由が広く確立されることによつて、地方人の政治的文化的水準が高められ、かくして自主的な批判的な地方自治実現の道が準備されねばならない（同上、146頁）。

こうした提言の過半は、周知のように、鈴木が間接的に起草したとも言い得る日本国憲法において実現化されるに至っている。

キリスト教をめぐって

再び小高区における鈴木少年時代に戻ることしよう。父・良男と母・ルイの他にも少年時代の鈴木に影響を及ぼしたと考えられる人物は、杉山元治郎（1885-1964年）である。杉山は大阪で生まれ、キリスト教徒となり、東北地方で伝道活動に従事した後、1922年に賀川豊彦らと日本農民組合を結成して、農民運動に従事する。32年以降、衆議院議員を務め、戦後は社会党に所属していた。

杉山は1910年に小高教会の牧師となり、当地に赴任した。鈴木はプロテスタントの父母の影響で、相馬中学校に入学するために小高区を離れるまで、姉・瑛子や母とともに毎日曜日に小高教会に通い、聖書の勉強に励んでいた（金子勝（1987）133-134頁）。なお鈴木は杉山についても回想記を残していない。

しかし、瑛子は杉山についての思い出を書き綴っている。瑛子によれば、「『熱心なクリスチャンとして一生をすごすよう、殊にてるの教育には心して当分はうそをつかせぬよう、つかぬように』という亡父（餘生のこと）の遺した言葉によるとはいえ、当時女子教育など思いもよ

らないという時代に、私の教育に心を碑いた母親を励し宮城女子学校（現宮城学校）へ学費免除、給費生として御推せんくださつたのは杉山先生でした」。また瑛子は「先生（筆者注：杉山）は、わたしの弟の安蔵にも心をよせられて、『やあ坊』とよんで、クリスマスの挨拶をさせられたことなどがおもい出される」と述べている（『農村だより』No. 2、1966年2月1日付け、3頁）。こうしたことから、鈴木が幼い頃から姉とともに杉山から目を掛けられていたことがうかがえるだろう。

鈴木もまた亡父の「熱心なクリスチヤンとして一生をすごすよう」という遺訓を受けられたにちががなく、かつ杉山から目を掛けられていたにもかかわらず、相馬中学校に入学すると、棄教するに至る。鈴木は「ポプラ樹陰の独語」という演説で以下のように述べている。

…私は基督教信者ではありません。でないばかりでなく Kristus が言つた『汝祈る時に偽善者の如くする勿れ彼れ等は人に見られんが為に会堂の隅に立ちて祈る事を好む吾誠に爾等に告げん彼等はすべてにその報を得たり』とかう云ふお言葉にそむいて殊更に人の前や教会の中では涙を流したり声を張り上げたりして信仰の有難さを説いたり高振つて説教をしたりして陰に廻つて非道徳な破廉恥を敢てする様なさもししい人々の多い今の Kristus 教徒には寧ろ反感を抱いて居る一人であります（金子勝（1986）111頁）。

早熟で感受性の鋭かった鈴木は、（あるいは杉山をも含む）信者の一部に見られた小さな偽善を許すことができなかつたのだろう。それと同時に、鈴木は自らの内面の醜さをも許すことができなかつた。第二高等学校時代には、以下のような内面の煩悶を抱えていた。

…夏目漱石氏の「行人」有島武郎氏の「迷路」は高等学校一年の折の忘れ得ない読書である。人を疑ひ自らも疑はずにゐられなくなる「行人」の主人公、自分の性欲自分の醜さに言ひやうない苦しみを苦しむ「迷路」の主人公は又自分自身の姿だと思ふのだつた。政治家学者にならうと志した過去の自分があはれまらずにゐられなくなつた。幼い時うけた基督教にも一度帰らうとした。此頃何にならうどころではなく此自分は如何にしたならば此醜くさと此愚かさから救はれるか？どうして自分は同じ自嘲哀愁を抱く人々を慰め得る夏目氏や有島氏の如くなり得るか、それが全関心事となつた。（中略）自分の苦みは依然として個人主義的に自分一個の問題についてのみだつた自分は醜い人間だ自分の天分は貧しい、一体俺はどうなるのか？との重苦しい気持に憂鬱にされつづけた。Kristus 教に走つても醜い俺はやつぱり醜いのだ、こんな人間が救はれやうなどと思ふことがたゞ利己的のやうに思はれて之もよしてしまつた。（『思想研究資料』161-162頁）

こうして鈴木は二度とプロテスタントの信仰に戻ることがなかった。

人生観と世界観の形成

杉山の説教が、少年時代の鈴木の世界観や人生観の形成にどれほどの影響を及ぼしたかについては、鈴木が杉山にまつわる回想記がないだけに測りかねる。しかし1912年8月から9月にかけて、杉山が小高教会で行なった「基督者の恩恵」という題目の説教の一節は、鈴木が精神の血肉になったと考えたところで、決して違和感を覚えないうだろう。その説教の一節は以下の通りである。

普通徳といえば徳行のように考えらる。もちろんあらゆる善行徳義を指すのであるが、パウロがここにいう徳は、それらより以上の意味すなわち勇気というような分子が含まれているのである。たとえば、この字義は戦いによりて勝ち得たる徳であって、信仰の戦場にてよく戦った者に与えらる賞与である。“十字架なくば冠なし”で、困難なくば成功の快感に接することが出来ぬ。苦しき山坂を上らねば峠の面白さが味われぬ。(中略) 基督者は大胆に正義を遂行するに今少し英雄の如くでなければならぬ。神我とともにいませばたとえ敵は百万ありとも進まんという勢でなければならぬ(『土地と自由のために 杉山元治郎伝』344頁)。

鈴木は文字通り生涯にわたって、信仰ならぬ信念の「戦場にてよく戦った者」であり続け、「勇気」という「徳」をごく自然に具えていたと言えるだろう。鈴木は相馬中学校時代には、信念の「戦場にてよく戦った者」になるべきだとする人生観、並びにそれに照応する世界観の骨格を明確に形成していた。以下に「心の声(県下学生雄弁大会草稿)」の一節を引用することにしよう。

然しながら諸君之(筆者注:第一次世界大戦の終結)が果して永遠の平和たり得るでせうか、吾々が闘争に永別して永遠に平和の道連れたり得るでせうか。

(中略)

諸君静かに考へて御覧なさい。利害の不一致や人種的偏見や理想の差異感情の齟齬等が全然消滅せぬ限り如何に現代の教育機関が完備しても宗教が宣伝せられても、到底今後争闘の絶無を期することは出来ませぬ。況んや人生の奥底に争闘といふ大きな本能性の潜在して居る限り私は永遠に真の平和を見ざるべしと叫ぶに躊躇しないのであります(金子勝(1986)100-101頁)。

こうして鈴木はまず闘争は永遠に続くとする世界観を示す。一方、こうした世界で、日本が生き残るために、国民は何をなすべきなのか、とりわけ青年は何をなすべきなのか。鈴木はそうした問いに対して、以下のように答えている。

斯の如く我今日彼を打たずんば彼明日我をうつべしといふ時代にあたつて一国の民族に何等の定見なく何等の信念なく只一時の平和に安逸の夢を貪つてをるとしたならばどうでせう、其国民の将来こそ甚だ危まざるを得ないではありませんまいか。

しからば果して帝国の現状如何。翻つて戦後に於ける我國民の生活状態を見渡す時に悲しい哉私は其処に何等欽仰すべき一大信念を見出し能はないのであります。(中略)

そして今や世ば滔々として所謂成金を謳歌し物質的肉体的享樂を理想として帝国の使命を忘れ國民的自覚を欠くの状態ではありませんか。

吾々が過去幾千歳に亘る東西歴史のページを繙く時に幾多諸国の興亡が國民的信念の省長によるものであるといふ事実を見出すのであります。

例を引いて御話致しまするならば古代希臘羅馬支那の衰微は痛切にこれを立証してをります。

(中略)

こゝに於て私は吾々青年はどうしても強い信念に生きる愛國者たらねばならぬと力説するのであります(同上、101-102頁、105頁)。

鈴木は上記の演説の通りに、生涯にわたって、闘争が永遠に続く世界において、「強い信念に生きる愛國者」として生きてきた。ただし「信念」の内容や闘争対象はその都度異なってきたことは、これまで論じてきた通りである。鈴木が人生観や世界観の骨格を築く上で、杉山のキリスト教による薫陶は大きな影響を及ぼしていたと言い得るのではないだろうか。鈴木の高弟の一人である金子勝も、鈴木の「心に、キリスト教的ヒューマニズム・正義感が培われていた」と述べている(金子勝(1987)133-134頁)。

鈴木は相馬中学校入学以来、小高区で暮らすことはなく、小高区の身内や知人についてもほとんど回想記を物すことはなかった。しかし以上見てきたように、小高区の人々は鈴木の人生に計り知れないほどの影響を及ぼしており、また彼も小高区の人々を愛していた。「おわりにかえて」では、鈴木の愛すべき故郷を襲った原発事故に対して、彼が今日まで存命ならば、どのような態度をとるかについて、彼の原子力に関する認識をも踏まえながら、検討することしよう。

おわりにかえて

鈴木は前述のように、太平洋戦争末期になると、本土決戦に参加するために、西部軍報道部の一員として、福岡に赴任していた。そこで「八月六日の広島原爆、つづいて九日の長崎の悲劇は、いち早く真実を知った」。特に長崎は西部軍報道部の管轄下であったことから、原爆投下直後の長崎市内の写真を目にする事ができた。鈴木は、そうした写真に写っている「生々しい被害状況には、戦慄という以上に、いいがたいかなしみを覚えた」、「何一つ残らない焼け野原に、シャレコーベだけがころがり、かたわらに悲痛な少女が風に吹かれている写真など、今も眼底に残っている」と回想している（鈴木安蔵（1967）204-205頁）。

鈴木は原爆の出現に対して、言いようのない戦慄や悲哀を覚えていたが、原子力そのものに対してはどのような認識をもっていたのだろうか。原爆投下から約三年後に発表した「原子力時代と東洋の運命」では、原子力をめぐって以下のように分析している。

…本来人類を幸福にすべき人類の創意、科学の研究の成果が、逆に人類の死滅の脅威の根源となるという悲惨な矛盾は、何ゆえに生じたのであろうか。科学自体の本質がそのように人類を破滅にみちびくところのものであるとはわれわれは信じない。科学が破壊的機能を発揮させられるというのは、まさしく人間社会の今日おかれている経済的・政治的性格自体、その特殊な歴史段階、すなわち現代の階級的・対立的構造によるものなのである。原子力時代の悲劇の根因は、原子力それ自体ではなくして、現代世界のこの階級的・対立的構造に存する。（鈴木安蔵（1948）2-3頁）

こうした分析を踏まえて、鈴木は「原子力時代をして、人類のもつとも発展せる科学文明の成果を享受する時代たらしめる努力こそ、われわれ東洋の運命をになうものの最高の努力でなければならぬ」と説いている（同上、10頁）。換言すれば、日本を含むアジア諸国において「階級的対立構造」を解消することにより、原子力の平和利用を可能とする世界をつくるべきだと説いたのである。

こうした論旨からも明らかなように、鈴木は、「階級的対立構造」が解消されさえすれば、原子力の平和利用という理念を曲がりなりにも具現化した原発に対して、必ずしも否定的ではなかったと言えるだろう。もっとも「階級的対立構造」が解消されないまま、故郷の小高区周辺では1970年代初頭より原発が営業運転を開始することになる。管見の限り、鈴木が原発稼働について異議を唱えたということはないが、かといって原発推進を唱えたわけでもない。当時、米ソ冷戦の最中であって、鈴木に関心は前述のように、専ら第九条に基づく核戦争の防止

と核兵器の廃止に向いており、原発に対してはさほど関心を抱いていなかったと言ってよからう。

さて、仮に今日まで鈴木が存命ならば、故郷の小高区をも汚染した原発事故に対して、どのような態度をとるであろうか。鈴木は戦前、久しぶりに帰郷した折、親戚の平田に対して、「故郷の国見山の姿、途中川上堤から広々とした田圃や村の家々、昔ながらの国見山の姿を見て、涙のわいて来るような昔懐しい心持を感じた」と語ったという（平田良衛（1976）83頁）。今日、鈴木が自宅のある東京から帰郷したならば、国見山の姿は変わらずとも、雑草が伸び放題の荒れた田圃、人氣が全くない家々、放射能に汚染された土を入れた黒い袋（フレコンバック）の山積みを見て、涙が尽きるほどの怒りと絶望を感じるにちがいないだろう。

鈴木はかつて戦争協力したことに対して痛切に自省したように、条件付きながらも、原子力の平和利用を容認していた自らの姿勢に対しても、痛切に自省することだろう。そして戦前・戦中や終戦直後に、マルクス主義的な階級分析に基づいて、当時の支配層である軍部、財界、官僚などを批判したように、今日においても原発再稼働を推進し、事実上の「棄民」政策を推進する支配層、すなわち東京電力を中心とする独占大資本、官僚、自民党などを批判することだろう。またその際、日本国憲法に基づいて、「原発事故子ども・被災者支援法」の着実な施行などにより、あらゆる被災者を救済するように主張するとともに、原発を即時廃止するように訴えることだろう。

注

- 1) 『日本政治の規準』では、少なくとも日本の軍事的野心をめぐる鈴木の見方は、以下のように「転向」している。

「ここにおいて我が国は、広く海外に発展して、重要資源を確保すると共に、市場を獲得するか、或ひはそのまま先進諸国の植民地となつて隷従するか、この二つに一つを択ぶ外他に方法は絶対になかつたのである。

（中略）

大陸発展の第一着手として、我が国が着目せるは朝鮮であつた。（中略）まことに我が国力の増進と共に、早晚朝鮮、延いて満支を中心として、新興日本と諸列強、就中ロシアならびに清国との衝突は、避けんとしても到底避くべからず（中略）。大陸進出は、我が日本帝国の死活の問題であり、断じて放棄・譲歩することの出来ぬ生命線の要求だつたのである（鈴木安蔵（1941）267-269頁）。」

ただし、『日本政治の規準』では、鈴木はファッショ化に対して、なおも最後の一线に踏みとどまって、批判を展開している。すなわち「急速にファッショ化をおしすすめた軍事独裁的権力支配にたいして、彼ら自身が何よりの護符、大義名分とする『国体』『天皇』自体が、明治憲法を通して見るかぎり、彼らの政策、

国政とは異なる現実態を指示するものではないかという批判を加えることによって、より冷静な、より立憲主義的な国政を求めないかという見解」を表明していたのである。こうした鈴木のアシズム批判は、丸山真男の目に留まり、後年丸山が鈴木に語ったところによれば、「あのころ、あの程度の言論がぎりぎりの線だともって、おやじ（筆者注：丸山幹治）をけしかけて書評させましたよ」とのことである。

『日本政治の規準』を執筆していた当時の鈴木は、すでにマルクス主義から離れて、日本主義に惹かれつつあった。「万葉集を愛唱し、中世期の日本家屋、とくに書院づくり、寝殿づくりの清楚でさびのある風趣にひかれ、下って清元の艶麗さに耳をかたむけた自分（筆者注：鈴木）は、日本文化独自の美を新しく発見することを自己の課題とした」のである（鈴木安蔵（1967）166-167頁、179頁）。

- 2) 鈴木は『東京新聞』10月18日付けに発表した談話において、「憲法改正に関する民間の有力な意見」を次のように紹介している。「天皇不可侵権に関する本条（筆者注：第三条）は国民的な感情に合致しており、この精神は遵奉されるものであって、天皇に対し危害を加うべからざること並びに天皇が政治責任を負わざることの二点については外国の憲法においても当然にそれを認めている。しかし天皇に対し不敬の発言等をふくむ一切の批判が禁止されていることは、いわゆる言論の自由を確立すべきポツダム宣言の条章とそぐわないものがあるにはあらざるやとの見解が米国その他連合国側でも強く唱えられて」いる。こうしたことから「言論の自由を徹底する趣旨において本条に必要な改正が考慮されている」と（鈴木安蔵（1967）217-218頁）。
- 3) 1946年12月28日の日付けになっているが、そもそも『民主憲法の構想』の出版が同年4月であることから、誤植であると思われる。
- 4) 鈴木は終戦直後の「憲法研究会」参加以前には、「明治憲法の廃止、新しい憲法制定の必要は痛感したが、戦時体制からの影響、戦争中の風潮からの影響はきわめてふかく、この新しい憲法において、共和制的国家体制を構想するという着想はもちえなかった」。というのは「この頃までは誰とも連絡もとれず、ことに憲法問題について意見の交換をする機会のごときは全然なく、それだけに、当時までの旧憲法的諸観念また感覚を根本的にみずから再検討することもできなかった」からである（鈴木安蔵（1967）222-223頁）。
- 5) 第二次近衛声明は、日本の戦争目的が「東亜新秩序建設」にあり、国民政府が抗日容共政策を放棄すれば、新秩序建設の一員として拒否しないと示す方針を示す。また第三次近衛声明は、日本の対中国政策が「善隣友好・共同防共・経済提携」という三原則に基づくとする方針を示す。
- 6) 鈴木は「転向」した後も、「日本の腐敗した支配者たち、軍上層部、財閥、地主、官僚等の存在するかがり、かりに戦争に勝っても日本国民は不幸であると考え」ていたと回想している（鈴木安蔵（1967）183頁）。それだからこそ、前述のように1945年11月の日付けがある「停滞せる民主主義と停滞の克服」において、「戦争中の政権は、軍国主義的帝国主義者、官僚、財閥、地主の利益を代表せるものであつた」などと分析することができたのだろう。
- 7) 良男は「常磐線が平まで既に開通し、いよゝ小高にも開通せんとしていた頃（中略）小高の同志を糾合して大いに覚醒をうながし、新に実業を振興し相馬の中心となる……という趣旨」の檄文を発し、同郷の実業家・半谷清寿らとともに1897年8月に「小高実業会」を結成している（『農村だより』No. 2、1966年2月1日付け、1頁）。

文献リスト

- ・『東京新聞』

- ・『思想研究資料』第7輯、1928年3月、刑事局思想部（社会問題資料研究会編（1980）『社会問題資料叢書 第1輯』東洋文化社）⇒『思想研究資料』
- ・『農村だより』平田良衛

- ・金子勝（1986）「鈴木安蔵氏の思想：福島県立相馬中学校時代：鈴木憲法学の研究のために」（『立正法学論集』第19巻第3・4号、1986年3月）
- ・金子勝（1987）「鈴木憲法学生誕の経緯」（星野安三郎ほか編『日本憲法科学の曙光：鈴木安蔵博士追悼論集』勁草書房）
- ・河上肇（1989）『自叙伝（上）』岩波書店⇒『自叙伝（上）』
- ・関西学院大学災害復興制度研究所ほか編（2015）『原発避難白書』人文書院⇒『原発避難白書』
- ・ケヴィン・マクダーマツほか（1998）『コミンテルン史：レーニンからスターリンへ』大月書店（訳者は萩原直、原著は1996年に出版）⇒『コミンテルン史』
- ・小西豊治（2006）『憲法「押しつけ」論の幻』講談社
- ・杉山元治郎伝刊行会編（1965）『土地と自由のために 杉山元治郎伝』杉山元治郎刊行会⇒『土地と自由のために 杉山元治郎伝』
- ・鈴木安蔵（1934）『日本憲法学の生誕と発展』叢文閣
- ・鈴木安蔵（1937）『現代憲政の諸問題』泰山房
- ・鈴木安蔵（1941）『日本政治の規準』東洋経済新報社出版部
- ・鈴木安蔵（1942）『政治・文化の新理念』利根書房
- ・鈴木安蔵（1944）『日本の大陸発展と共栄圏建設』東亜書院
- ・鈴木安蔵（1946）『民主憲法の構想』光文社
- ・鈴木安蔵（1947）『新憲法の解説と批判（第二版）』新文芸社
- ・鈴木安蔵（1948）「原子力時代と東洋の運命」（『自由公論』第1巻第2号、自由公論社、1948年12月）
- ・鈴木安蔵（1951）「講和問題の法的考察：ダレス構想と日本の独立」（『労働法律旬報』No. 55・56、旬報社、1951年5月）
- ・鈴木安蔵（1952）「彷徨の連続」（日本読書新聞編『私の読書遍歴』黎明書房）
- ・鈴木安蔵（1954）「水爆と憲法」（『世界と日本』第7号、国際日本協会、1954年）
- ・鈴木安蔵（1955）『憲法改正と憲法擁護』勁草書房
- ・鈴木安蔵（1956）「治安維持法検挙第一号」（『特集 文芸春秋 天皇白書』1956年10月）
- ・鈴木安蔵（1964）「憲法と国民」（朝日新聞社編『日本国憲法 私はこう考える』朝日新聞社）
- ・鈴木安蔵（1967）『憲法学三十年』評論社
- ・鈴木安蔵（1969）『新版 政治学入門』成文堂
- ・鈴木安蔵（1977）『憲法制定前後』青木書店
- ・鈴木安蔵（1978）「平田良衛君の私的な思い出」（平田良編『追想 平田良衛』一同舎）
- ・鈴木安蔵（1979）『憲法学断想』敬文堂
- ・竹中佳彦（1996）『日本政治史の中の知識人』木鐸社
- ・立花隆（2008）「『私の護憲論』（第14弾）日本型民主主義憲法の源流」（『現代』2008年8月号（第42巻第8号）講談社）
- ・永井憲一ほか（1987）「鈴木安蔵先生の略歴と著作目録」（星野安三郎ほか編『日本憲法科学の曙光：鈴木安

- 蔵博士追悼論集』勁草書房) ⇒ 「鈴木安蔵先生の略歴と著作目録」
- ・火野葦平 (2014) 『革命前後 (上)』社会批評社⇒ 『革命前後 (上)』
 - ・平田良衛 (1976) 「農村生活記」(『思想の科学』No. 65、1976年)
 - ・平田良編 (1984) 『書簡集 人間にほふ』書簡集人間にほふ刊行会
 - ・平野義太郎 (1951) 『世界憲法辞典』学生書林⇒ 『世界憲法辞典』
 - ・福島県相馬郡小高町教育委員会編 (1975) 『小高町史』小高町⇒ 『小高町史』
 - ・渡辺治 (1987) 「ファシズム時代と鈴木憲法学の形成」(星野安三郎ほか編 『日本憲法科学の曙光：鈴木安蔵博士追悼論集』勁草書房)